

中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

西村 幸次郎

目次

はしがき

第一章 民族資本の保護育成政策法令の展開

第一節 第一・二次国内革命戦争期

第二節 抗日戦争期

第三節 第三次国内革命戦争期

第二章 民族資本の社会主義的改造政策法令の展開

第一節 ソ連および中国の国家資本主義

第二節 共同綱領の時期

第三節 第一次五ヵ年計画と憲法の時期

第四節 社会主義的改造の全面展開の時期

第三章 社会主義的改造の全面展開と工商界、政法学界の論争

第一節 工商界の反右派闘争

第二節 全業種にわたる公私合営と民族資本家の生産手段所有権

第三節 定息と民族資本家の階級性

むすび

中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

は し が き

全国解放前、中国共産党の指導する解放権力は、外国資本、官僚資本、民族資本の資本主義的経済要素に対し経済政策上異なる具体的措置をとって、中国の工業化の道をきりひらき、中国社会主义の物質的基礎を創造していったのである。

まず、外国資本についてみると、日本・イタリア・ドイツなどの敗戦国の在華企業は、国民党政府によって無償で接収（＝官僚資本化）され、その後人民政府によって国有化される。それに対して、戦勝国であり、第二次大戦中国の同盟国であったアメリカ・イギリス・フランス等の在華企業は、国民党政府によって接収されず、したがって官僚資本に転化しなかった。人民政府は、この後者の外国資本については国有化せず、「帝国主義国のいっさいの特権を廃止」する措置をとったのである。⁽¹⁾⁽²⁾

つぎに、「新民主主義革命のために、じゅうぶんな物質的条件を準備した」⁽³⁾四大家族の官僚資本に対しては、人民政府は、無償で、一挙に、直接に、非平和的に国有化し、それによって社会経済全体の指導力となる国营経済をもつことになったのである。そして、これらの企業では、民主改革と生産改革を通じて社会主義的生産関係が強化されていく。⁽⁴⁾

さらに、人民政府は、民族資本に対して保護育成の措置をとり、全国解放後はそれに対して国家資本主義の道を通じて社会主義的改造を実施した。

本稿は、以上のような資本主義的經濟要素に対する經濟措置のうち、さいごの民族資本に焦点をあてて、その保護育成政策法令（解放前）と社会主義的改造政策法令（解放後）の展開過程を、中国の革命と社会主義建設を理解する上で重要不可欠の問題として、法的側面から考察しようとするものである。その場合、中国では政策が法のたましいであり、法が政治の手段であるといわれるように、本稿のテーマに側していえば、とりわけ經濟政策および經濟法令を総合的にみていく必要がある⁽⁵⁾。

第一章では、民族資本に対する保護育成政策法令の歴史的展開を、中国の工業化、中国社会主义的物質的基礎の創造という側面から、第一・二次国内革命戦争期、抗日戦争期、第三次国内革命戦争期の三期に分けて概観する。そして政治的經濟的諸条件に規定されながら形成、發展、確立の過程を経た民族資本の保護育成理論およびその政策実践のもつ歴史の意味を考える。

第二章は、右の第一章を歴史的前提として中華人民共和国成立後における民族資本の社会主义的改造政策法令の展開を概観する。中国民族資本の社会主义的改造は、ソ連の理論と実践の上に中国の具体的条件に結びついて發展をみた、国家資本主義の道を通じて実施される。そこで、まずソ連の国家資本主義を概観し、ソ連と中国の国家資本主義の対比によって中国国家資本主義の特性を明らかにする。その上で、中国における社会主义的改造の具体的展開を、共同綱領の時期、第一次五カ年計画と憲法の時期、社会主义的改造の全面展開の時期の三期にわけて考察する。

第三章では、前章の社会主义的改造の全面展開の時期に、工商界でなされた買戻し政策、民族資本家の二面性をめぐる論争、政法学界でなされた、全業種にわたる公私合営後の民族資本家の生産手段所有權の存否、その所有權と定

息の關係をめぐる論争を検討する。工商界では、資本家の抵抗が集中し反右派闘争として激しい議論のなされた問題であり、政法学界での議論は工商界のように激しくはないにせよ、きわめて深刻かつ独得の内容をもっている。また、本章では、社会主義的改造と定息の問題を、中国の過渡期階級闘争の長期性、複雑性を規定する今日の問題としても考えるであらう。

(1) 中央人民政府法制委員会編『中央人民政府法令彙編』(一九四九—五〇年) 一七頁。

(2) 儀我杜一郎『中国の社会主義企業』一八七頁以下。なお、「中国において、たんに『帝国主義特権の廃止』にとどまった理由はあきらかにされていない」(本橋渥「資本主義経済の社会主義的改造」『現代アジアの革命と法』所収四四二頁)とされる点も含めて、外国資本の国有化については今後の課題にしたい。

(3) 『毛沢東選集』(新日本出版社版) 4 || 上二〇四—五頁。

(4) 薛暮橋・蘇星・林子力共著『中国国民経済の社会主義的改造』(一九六六年第三版北京外文出版社) 三一頁以下、西村幸次郎「官僚資本の没収法令について」(『早大大学院法研論集』第五号一一一頁以下) 参照。

(5) 福島正夫『中国の法と政治』二六頁以下参照。

第一章 民族資本の保護育成政策法令の展開

中国の民族資本は、一九世紀後期に一部の商人、地主、買弁らが近代工業の設立に投資して発達しはじめ、市場の拡大につれて一部の手工業者や小商人たちが財産を蓄積し、小工場や手工業の工場をはじめようになる。一九世

紀末には、資本金一萬元以上の民営企業はおよそ一二二、資金の合計二二七〇余万元、範圍は採鉱、製糸、紡織、機械製造、印刷、製茶などにおよび、二〇世紀に入ると民族資本の工業は初歩的な発達をみた。しかし、この民族資本の工業は、生まれるとすぐ外国資本主義の抑圧と封建制度の束縛をうけた。すなわち、外国資本主義が中国に設立した企業や清朝の官僚資本の企業などが、その政治的に優越した地位を利用して民族資本の工業を締め出そうとしたので、その発達は緩慢かつ不正常なものであった。

一九一四年、第一次世界大戦が勃発して欧米の帝國主義諸国は、戦争にいそがしく、一時、中国にたいする抑圧をゆるめ、外国品の輸入は大いに減少した。国内では、辛亥革命以後ひき続いて大衆による反帝闘争の高まりをみせた。一九一五年には、日本が屈辱的な二カ条の調印を中国におしつけてきたことに反対して日貨排斥運動がおこり、一九一九年には五・四運動が展開された。

以上のような状況は民族資本の發展に好都合であった。一九一二年から一九一九年に新設された工場、鉱山は四七〇余にのぼり、資本金は九五〇〇萬元に近く、過去四〇年間における総額を上回った。しかし、民族工業の發達は、一般には輕工業に限られ、主として紡績業と製粉業にみられたのである。

一九二〇年から中国の民族工業は、大戦中に計画された数十におよぶ綿紡績工場が続けて操業しはじめ、紡錘数もひき続き増加したのを除いては、その他の面では漸次衰亡の道を歩んだ。一九二三年以後、帝國主義各国は、しばらくのあいだではあったが、相対的安定の局面を示し、資本輸出の規模も空前の拡大をみた。国内では連年軍閥の混戦がつづいて交通は阻害され、各種の税金は苛酷をきわめ、農村の購買力は低下していった。一九二七年四月、蔣介石

反動政府の成立後、中小工商業にたいする官僚資本の圧迫はますます加重され、日本の満州侵略と華北市場の独占による打撃をうけたのである。このようにして民族資本は長期にわたる停滞と、たえず危機をはらんだ経過をたどった。この過程では、多くの民族資本の工業は衰退ないしは破産の状態に追いこまれ、軽工業では紙巻タバコ、マッチなどが衰微し、とくに製糸工業がひどかった。重工業方面の状況はいっそう悪く、鉄鋼業などは一、二生産をつづけたものをのぞいて、全部生産を停止してしまった。過去において比較的基礎ができていた綿紡織工業などは、この期間中に多少増加したものの、いつも危機に直面していて帝国主義資本や官僚資本による併合の対象とされたのである。⁽¹⁾

第一節 第一・二次国内革命戦争期

民族資本は右のような政治的経済的状况におかれていた。

一九二四年一月二三日の「中国国民党第一回全国代表大会宣言」は、「民生主義」において、「本国人および外国人の企業で独占的性質を有し、あるいは規模が大きすぎて個人の力で経営できないもの、たとえば銀行・鉄道・航運のごとき部類は、国家がこれを経営管理し、私的資本制度に国民の生計を左右させないようにする。これが資本節制の要旨である」とする。⁽²⁾この孫文の「資本節制」の考え方は、新民主主義革命の全時期を通じて指導的役割を果たし、中共・毛沢東によってもしばしば支持、引用されているものである。

一九二六年二月一日の毛沢東「中国社会各階級の分析」は民族ブルジョアシーを中産階級として位置づけし、彼ら

の革命に対する態度、政治的主張についてつぎのように指摘する。「中産階級——この階級は中国の都市と農村における資本主義的生産關係を代表している。中産階級とは、主として民族ブルジョアジーのことであり、かれらは中国革命に対して矛盾した態度をとる。かれらは外国資本から打撃をうけ、軍閥から抑圧されて苦痛を感じるときには、革命を必要とし、帝国主義反対、軍閥反対の革命運動に賛成する。ところが、この革命にあたって、国内では自国のプロレタリアートがはげしい勢いで参加し、国外では国際プロレタリアートがそれに積極的な援助をあたえて、かれらの大ブルジョアジーの地位にのしあがろうとする階級的な発展に脅威を感じさせると、かれらはまた革命に疑いをいだくようになる。かれらの政治的主張は、民族ブルジョアジーという一つの階級だけで支配する国家を実現することである」⁽³⁾。

一九二七年四月の蒋介石の反共クーデター後、ブルジョアジー、とくにブルジョアジーの上層部が帝国主義と結託し地主階級と反動同盟を結成し、反革命に傾いたのである。そこで中共六大（一九二八年七月）は「民族ブルジョアジーの欺瞞的宣伝に反対すること」⁽⁴⁾をかけた、民族ブルジョアジーをもっぱら打倒の対象とする。そして、一九三一年九月一八日の満州事変（九・一八事変）後、日本の中国侵略が拡大していく事態を背景に、中共の指導する解放権力は「左」にいきすぎた政策をとっていく。そのことは、一九三一年一月七日の「中華ソヴェト共和国憲法大綱」の上に表現されるのである。すなわち、「中華ソヴェト共和国憲法大綱の任務はソヴェト区域における労働民主独裁を保障し、そしてこの独裁をして全国的勝利にまで到達せしめることにある。この独裁の目的は一切の封建的殘存物を消滅せしめ、帝国主義列強の在華勢力を駆逐し、中国を統一し、資本主義の発展を系統的に制限し、国家の經濟建

設をおこない、プロレタリアートの団結力と階級意識とを高め、広大な貧農大衆をその周囲に結集せしめ、中農と強固な連合をおこない、そうすることによって自己をプロレタリアート独裁に転化させることにある」(第一条)とするが、ここにおける「資本主義の発展を系統的に制限」ということには、当時としてはあまりにも先走ったきらいがある。資本主義を制限するどころか、大いに発展させなければならない時期にあった。この「中華ソヴェト共和国憲法大綱」の基本方針の下に、高すぎる労働条件、高すぎる所得税率、土地改革にさいしての工商業者にたいする侵害、生産の発展、経済の繁栄、公私兼顧、労資両利を目標とせず、近視眼的な一面的な勤労者福祉なるものを目標とする現象があらわれ、たとえば、「すべての工場は労働者の手に」⁽⁶⁾というようなスローガンがかかげられたのである。

また、選挙権の側面からみると、前記の「中華ソヴェト共和国憲法大綱」第二条が、「中華ソヴェト政権が建設するのは、労働者と農民の民主独裁の国家である。ソヴェト政権は、労働者、農民、赤色戦士、およびすべての勤労民衆に属するものである。ソヴェト政権の下で、あらゆる労働者、農民、赤色戦士、およびあらゆる勤労民衆は、すべて代表を選び派して政権の管理を掌握する権利をもつ。ただ、軍閥、官僚、地主豪紳、資本家、富農、僧侶およびすべてのものではない」⁽⁸⁾とする基本方針にもとづいて「中華ソビエト共和国選挙細則」(一九三二年一月)第六条、「ソビエト暫行選挙法」(一九三三年八月九日)第五条において、民族資本家の選挙権・被選挙権が剝奪される。⁽⁹⁾ここには当時の政治的経済的条件を軽視する「左」の考え方が示され、そしてそのことが統一戦線の範囲をきわめて狭いものにしていく。

第二節 抗日戦争期

抗日戦争の全面的開始以前の一九三四年一月三日、毛沢東は、第二回全国労働者農民代表大会において、「われわれの経済政策」を話した。そこで、「経済政策の原則」として、あらゆる可能かつ必要な建設をすすめること、経済力を集中して戦争の需要をまかない民衆の生活の改善に力を尽すこと、労農同盟を強化して農民にたいするプロレタリアートの指導を保障すること、私的経済にたいする国営経済の指導をちとることをあげ、それによって「将来社会主義に発展するための前提をつくる」とするのである。そして、「いまのところ、私的経済の発展が国家の利益と人民の利益にとって必要」であることを理由に、私的経済が法律のわくをこえないかぎり、それを提唱、奨励する。⁽¹⁰⁾ここにはじめて私的経済の発展が「将来社会主義に発展するための前提をつくること」の上に位置づけられ、民族資本の保護育成の萌芽をみることができる。

その後、一九三五年二月二七日、毛沢東は、中共の活動者会議において、「日本帝国主義に反対する戦術について」と題する報告をおこない、「民族ブルジョアジーの問題は複雑である」として、要旨つぎの二点にわたって述べた。

第一に、今日の状況のもとで、民族ブルジョアジーに変化のおこる可能性がある。それは民族ブルジョアジーが地主階級、買弁階級と同じものでなく、かれらのあいだに差異があるからである。民族ブルジョアジーには、地主階級ほど強い封建性もなく、買弁階級ほど強い買弁性もない。問題は、外国資本や国内の土地所有制とより深い関係をも

たないか、あるいはそうした関係のわりあいに少ない部分にある。植民地の脅威がせまっている新しい環境のもとでは、民族ブルジョアジーのこの部分の態度には変化のおこる可能性がある。その変化の特徴とはかれらの動揺である。かれらは、一方では帝国主義をこのまないが、他方では革命の徹底性をおそれ、この両者の間を動揺している。一九二七年から九年このかた、かれらは、自分の同盟者である労働者階級をすてて、地主・買弁階級を友にできたが、えたものは、民族工商業の破産、あるいは半破産の境遇だけで、なにもとくはしていない。こうした状況から、今日の時局のもとでは、民族ブルジョアジーの態度に変化のおこる可能性がある。変化の全般的な特徴は動揺である。だが闘争がある段階に達すると、かれらの一部「左派」は闘争に参加する可能性がある。他の一部も、動揺から中立的な態度をとるようになる可能性がある。

第二に、労働者階級の利益は、民族ブルジョアジーの利益と衝突するところもある。民族革命をくりひろげるには、民族革命の前衛、つまり労働者階級に、政治上、経済上の権利をあたえ、帝国主義とその手先である売国奴に立ちむかう力をださせるようにしなければならない。しかし、民族ブルジョアジーが帝国主義反対の統一戦線に参加するならば、労働者階級と民族ブルジョアジーとは共通の利害関係をもつことになる。ブルジョア民主主義革命の時代には、人民共和国は、非帝国主義的な非封建主義的な私有財産を廃止せず、民族ブルジョアジーの工商業を没収しないばかりか、その発展を奨励する。どんな民族資本家でも、帝国主義と中国の売国奴に手をかささないかぎり、これを保護する。人民共和国の労働法は労働者の利害を保護するが、民族資本家の金もうけにも反対しないし、民族工商業の発展にも反対しないのは、その発展が中国人民にとって有利で、帝国主義にとっては不利だからである。⁽¹¹⁾

ここでは、毛沢東は、民族統一戦線の観点から民族ブルジョアジーを分析し、抗日の条件のもとで、民族ブルジョアジーは革命に参加する可能性のあること、労働者階級と民族ブルジョアジーは共通の利害関係をもち、民族工商業の発展を奨励することを主張し、従来から党内に存在する、民族ブルジョアジーを統一戦線から排除しようとする考え方を克服しようとするものであった。抗日救国のためには、民族ブルジョアジーをもふくむ広範な抗日民族統一戦線を樹立する必要があったのであり、とりわけ民族ブルジョアジーに対しては過去の約一〇年間におよび歴史的経験にもとづいて、かれらの政治的品格を分析し、統一戦線の側に獲得していこうとするものである。前述の「われわれの経済政策」に比して、民族ブルジョアジーに対する分析が一層具体的になっている。

一九三七年七月七日の盧溝橋事件以後、抗日戦争が全面的に展開される事態にあって、翌月、中共は「抗日救国十大綱領」を出した。「戦時の財政経済政策」において、金のあるものは金をだすこと、民族裏切り者の財産を没収して抗日の費用にあてることを財政政策の原則とし、経済政策には、国防生産の整備拡大、農村経済の発展、戦時生産品の自給、国産品の奨励、地方物産の改良、日本商品の禁絶、不正商人の取締り、投機と市場操縦反対をあげるのである。⁽¹²⁾また、一九三九年一月の「陝甘寧辺区抗戦時期施政綱領」は「三民主義」において手工業およびその他の開発可能な工業の発展、商人の投資の奨励、工業生産の向上、統一累進税の実施、苛捐雑税の廃止、商人の自由営業の保護、商業の発展をかかげる。⁽¹³⁾ここでは、公営・合作・私営を問わず、工商業を一般的に保護育成し、辺区経済の発展をはかろうとするものである。

この時期は、統一戦線の範囲の拡大を基底として選挙資格者の範囲も拡大する。

一九三九年一月の「陝甘寧辺区選挙条例」第三条が、「およそ辺区の区域内に居住する人民で、年令十八歳に達するものは階級、職業、男女、宗教、民族、財産および文化程度の区別なく、選挙委員会に登録することによって、ひとしく選挙権と被選挙権とをもつ⁽¹⁴⁾」と規定することから明らかなように、民族資本家も選挙権・被選挙権を有する。このことは、晋察冀辺区の場合にも同様である⁽¹⁵⁾。

一九三九年一〇月四日の『「共産党人」発刊のことば』は、すでにふれた「日本帝国主義に反対する戦術について」における内容を簡潔にまとめ、民族ブルジョアジーが統一戦線の一翼をになうことが中国革命の性質によって規定されるものであることをのべるのである。すなわち、「中国革命と中国共産党は、中国ブルジョアジーとの複雑な関係のなかで、その発展の道をたどってきたのである。これは一つの歴史的特徴であつて、いかなる資本主義国の革命の歴史にもみられない植民地・半植民地革命の過程における特徴である。さらに、中国は半植民地的・封建的な国であり、政治、経済、文化の各方面の発展の不均等な国であり、半封建的経済が優位をしめ、しかも広大な国土をもつ国であつて、このことが、中国の現段階の革命の性質はブルジョア民主主義革命であり、革命の主要な対象は帝国主義と封建主義であり、革命の基本的な原動力はプロレタリアート、農民階級および都市小ブルジョアジーであり、そして一定の時期に、一定の程度において民族ブルジョアジーもそれに参加するものであることを規定する……」⁽¹⁶⁾。

一九三九年一二月の「中国革命と中国共産党」において、民族ブルジョアジーの二重性とそれらの企業が保護育成されるべきこと、およびその経済的理由をのべる。

「民族ブルジョアジーは、二重性をおびた階級である。

一方では、民族ブルジョアジーは、帝国主義の抑圧を受け、また封建主義の束縛をもうけているので、帝国主義および封建主義とのあいだに矛盾がある。この面からいえば、かれらは革命の力の一つである。中国の革命史上では、かれらも帝国主義反対、官僚・軍閥政府反対において一定の積極性をしめたことがある。

だが、他方では、かれらの経済的、政治的軟弱性により、帝国主義および封建主義との経済的なつながりをまだ完全にはたちきつていないことによって、かれらは徹底的な反帝、反封建の勇気をもっていない。とくに民衆の革命勢力が強大になったときには、こうした状況がもつともはつきりとあらわれてくる。

民族ブルジョアジーのこうした二重性はつぎのことを決定している。すなわちかれらは一定の時期、一定の程度で帝国主義反対、官僚・軍閥政府反対の革命に参加することができ、革命の一つの力となることができる。だが、他の時期には、買弁大ブルジョアジーに追隨して、反革命の助手となる危険がある⁽¹⁷⁾。「現在の中国のブルジョア民主主義の革命」は、「新しい型の特殊なブルジョア民主主義の革命」、つまり「新民主主義革命」であり、「それは、政治的には、いくつかの革命的階級が連合して帝国主義者と民族裏切り者、反動派にたいしておこなう独裁であり、中国社会をブルジョア独裁の社会とすることに反対する。それは、経済的には、帝国主義者と民族裏切り者、反動派の大資本、大企業を没収して国家の経営にうつし、地主階級の土地を分配して農民の所有にうつすが、同時に、一般の私的資本主義企業を保存し、富農経済を消滅しない。したがって、このような新しい型の民主主義革命は、一方では資本主義のために道をはききよめるが、他方では社会主義のために前提をつくりだすものである。中国の現在の革命段階は、植民地・半植民地・半封建的社会を終結させることから社会主義社会を樹立するまでの一つの過渡的段階であり、新民

主主義革命の過程である」。⁽¹⁸⁾「現段階の中国革命が現在の植民地・半植民地・半封建的社会の地位をあらためるために、すなわち新民主主義革命の達成のためにたたかうものである以上、革命の勝利したのちに、資本主義の発展の途上によこたわる障害物が一掃されるので、中国の社会に資本主義経済が相当の程度まで発展することはもちろん想像することができし、ふしぎなことでもない。資本主義が相当の程度まで発展することは、経済のたちおくられている中国で民主主義革命の勝利後さけられない結果である。しかし、これは中国革命の結果の全部ではなく、結果の一つの面にすぎない。中国革命の結果を全体としてみれば、一方では資本主義的要素が發展するし、他方では社会主義的要素が發展する」。⁽¹⁹⁾

右の「中国革命と中国共産党」においてのべられたことと同趣旨のことが一九四〇年一月の「新民主主義論」においても論じられている。すなわち、「一方では——革命に参加する可能性、他方では——革命の敵にたいする妥協性、これが中国のブルジョアジーのもつ『一人二役』的な二面性である。……大敵をまえにすると、かれらは労働者、農民と連合して敵に反対するが、労働者、農民が目ざめると、かれらはまた敵と結んで労働者、農民に反対する」。⁽²⁰⁾「プロレタリアートの指導のもとにある新民主主義共和国の国営経済は、社会主義的性質のものであり、国民経済全体を指導する力である。だが、この共和国は、その他の資本主義的私有財産を没収するものではなく、また『国民の経済生活を左右できない』ような資本主義的生産の發展を禁止するものでもないのであって、それは中国経済がまだ非常にたちおくられているからである」。⁽²¹⁾

ここで注意しておきたいことは、民族資本の保護育成の理論および政策上の一定の変化、發展である。すなわち、

「中国革命と中国共産党」「新民主主義論」の前の諸文件では、先にもふれたように主として統一戦線との関連で政治的理由からそれを保護することをのべるのであるが、これら二論文では、私的資本主義企業を保護することと帝国主義者、民族裏切り者、反動派の大資本、大企業を没収することとが区別され、「資本主義が相当の程度まで発展することは、経済のたちおくられている中国で民主主義革命の勝利後さけられない結果である」とし、あるいは「中国経済がまだ非常にたちおくられている」として、その区別の経済的理由がのべられ、資本主義の発展と社会主義の経済的基礎の創造という有機的に結合する課題が明確にされるのである。ここでは、将来の新民主主義共和国の物質的基礎を創造していく上で、民族資本を積極的に保護育成していくことの必要性が認識されたのであろう。しかし、この段階では、いかにして反動派を孤立させ、抗日民族統一戦線の勢力を拡大していくかという政治的課題の達成の観点がまだまだ先行しているように思われる。それは、社会主義を正面から論じえない、歴史的制約下にあったことと関連するものではなからうか。すべては抗日のために動員され、抗日根拠地の維持のために全力を尽したのである。

一九四〇年一月二五日の「政策について」は、「工業、農業と商品の流通を積極的に発展させなければならない。わが抗日根拠地にきて事業をおこす意思のある地区外の資本家をひきよせるべきである。民営企業を奨励し、政府の経営する国営企業は、たんに企業全体の一部分とみなすべきである。すべてこれらは自給自足の目的達成のためである。いかなる有益な企業の破壊をもさけるべきである。関税政策と貨幣政策は、農業、工業、商業発展の基本方針にそむくのではなく、合致すべきである。各根拠地の経済を、大ざっぱにはなく、真剣かつ綿密に組織して、自給自足の目的を達成することは、根拠地を長期にささえる基本的な環である⁽²²⁾」とするが、このような一般の方針は辺区施

政綱領に体现され、辺区で実施されていた。

一九四一年一月の「陝甘寧辺区施政綱領」第一条は、工業生産と商業流通の發展、私人の企業の奨励、私有財産の保証、辺区外からの投資の歡迎、自由貿易の實行、独占的統制反対、人民の合作事業の發展、手工業の發展の援助をかげ、第三条は、合理的な税の徴収制度の實行、程度の異なる累進税制の実施によって人民の抗日経費の負担を可能にし、財政機關の健全化、金融機關の調整、法定貨幣の維持、辺区貨幣の強化をはかる、とする。⁽²³⁾また、一九四五年三月二八日に陝甘寧辺区政府が公布した「実業投資奨励暫行条例」は、採炭・鍊鉄・陶器・搾油・製塩・紡織・製紙・製革等の工業（このほか農業・運輸業等——第四条——）に対する辺区内外の各界人士の投資を歡迎し、また原料の調達と製品の販売を引きうけ、もし天災にあつて意外の損失を受けた場合は酌量して救済を与える（第五条）としたのである。⁽²⁴⁾

晋察冀辺区では、民族資本家の工場・手工業は相當の發展を得ることができず、日ましに力を失なつた。その原因は、戦争の条件の下で固定資本の比較的大きな企業の経営が、比較的安定した環境をもたなかつたことである。したがつて、資本主義的生産は全く停滯していた。そこで、抗日の比較的良好な同盟者であり、比較的高い技術と生産力をもつていた民族資本家に対しては、将来のことまで見通す態度がとられ、資本家の投資を歡迎する政策がとられたのである。⁽²⁵⁾

また、同辺区では一九四〇年八月一三日の「目前施政綱領」第一〇条において、つぎのような内容の規定をおいている。すなわち、農業の發展、荒地の開墾、耕地の荒蕪化防止、耕地面積の拡大、役畜の保護増殖、種子・肥料・農

具等の農業生産技術の改良、井戸・溝渠・堤防の築造、土壌の改良、軍事工業・公營鉱業・製造工業・手工業の發展、合作社・私的工業の奨励、工業品の自給自足化、日本商品の流入の抑制、林業・牧畜業・家庭副業の發展。商業の發展、正當な取引の自由の保障、對外貿易の管理、必需品の辺区外流出および非必需品の辺区流入の禁止、奸商の取締り、投機操縦反對、食糧物価の調節⁽²⁶⁾。

その後、晋察冀辺区では、一九四五年二月の「工商業税率の改正および一五種工商業の免税に関する規定」が工業の一層の發展、工業品の漸次自給化のために發布され、つぎの各種の工商業、すなわち、1、売薬店および薬材の製造2、罹災民の罹災期間中における運搬、販売 3、非専門營業としての紡織 4、製紙 5、礦業 6、鉄の冶金、精煉、鑄造 7、農具製造 8、搾油 9、塩、硝、ソーダ、硫黄の製造 10、皮革、毛皮業 11、毛紡織 12、染物業 13、石鹼製造 14、マッチ製造 15、陶器業 については免税措置をとつた。⁽²⁷⁾

その間抗日救国のたたかいは進み、辺区も發展し、解放区が拡大していく。従来の農村根拠地による都市の包囲から進んで都市進攻・解放の時期をむかえる。こうした時期にあつて、日本侵略者をたたきだし、全中国を解放するために必要な思想的・物質的準備として、「抗戦をつづけるなかで、わが党、わが軍、わが根拠地をいっそう發展させ、いっそう強固にすること」とともに、「大都市と主要交通線における武装蜂起を準備し、また商工業の管理を学ぶこと」と⁽²⁸⁾（一九四四年五月二〇日「学習と時局」）の二つが提示されるのである。そのうち「商工業の管理を学ぶこと」には、都市の解放にあたって無用な混乱を避け、民族資本を保護育成していくことも含まれるものと考えられる。

抗日戦争の勝利直前に開催された中共七全大会での毛沢東報告である、一九四五年四月二四日の「連合政府論」は、

中共の個性の發展、私的資本主義の發展、私有財産の保護に疑問をもっている人たちに對して、つぎのようにいう。すなわち、「残酷に中国人民の個性の發展を束縛し、私的資本主義の發展を束縛し、広範な人民の財産を破壊しているのは、民族的抑圧と封建的抑圧である。われわれの主張する新民主主義制度の任務は、まさにこうした束縛をとりのぞき、こうした破壊をやめさせて、広範な人民の共同生活のなかでの個性の自由な發展を保障し、『国民の經濟生活を左右する』⁽²⁹⁾のではなくて国民の經濟生活に有益な私的資本主義經濟の自由な發展を保障し、すべての正当な私有財産を保障することである」。

毛沢東は、また、資本主義の發展がプロレタリアートにとっても有利であるとする。すなわち、「資本主義のある程度の發展をもつて外国帝國主義と自国の封建主義の抑圧におきかえることは、ひとつの進歩であるばかりでなく不可避的な過程でもある。それはブルジョアジーに有利であるばかりでなく、同時にプロレタリアートにも有利であり、あるいはプロレタリアートにいつそう有利であるともいえる。いまの中国によけいなものは、外国の帝國主義と自国の封建主義であつて、自国の資本主義ではなく、反對に、われわれの資本主義はあまりにもすくなすぎる。……中国の条件のもとでは、新民主主義的な國家制度のもとでは、社会の發展を有利にするには、國家自身の經濟、勤勞人民の小私有經濟および協同組合經濟のほかに、国民の經濟生活を左右しえない範圍において、かならず私的資本主義經濟に發展の便宜をあたえなければならない⁽³⁰⁾」。

さらに、毛沢東は、「われわれの具体的綱領」では、「民間工業に資金を貸与し、原料の購入、製品の販売に便宜をあたえて、民間工業を援助すること」をかかげ、「工業の問題」においては、「新民主主義の政治的条件を獲得したの

ちには、中国人民とその政府は、中国を農業国から工業国に変えるよう、適切な段どりを追って、一定の年月をかけて一步一步、重工業と軽工業を建設しなければならない。新民主主義の国家は、その基礎としての強固な経済をもたなければ、現在よりはるかに発達したすすんだ農業をもたなければ、また全国経済の比重において非常な優位をしめる規模の大きい工業およびそれにふさわしい交通、貿易、金融などの事業をその基礎としてもたなければ、強固にはなりえない」とする。ここには、新民主主義革命の政治的條件の獲得後における中国工業化の展望が示され、民族資本の保護育成もこの中に組み込まれていくのである。

第三節 第三次国内革命戦争期

抗日戦争勝利の課題が達成されて後、民族資本の保護育成政策法令はいかなる展開をとげたのであろうか。本節は、一、中共・解放軍の政策法令 二、解放区の政策法令 として以下にみていきたい。

一、中共・解放軍の政策法令

一九四六年五月四日の中共中央「清算減租および土地問題に関する指示」(五・四指示)以来、解放区の農民問題は新しい歴史的段階——「減租減息」の政策から「耕者有其田」を実現する土地改革の段階——に入った。そして、この土地政策の転換が、民族工商業の保護育成に重要な関連を有することになる。

「五・四指示」第七項は、(1)「罪が大きく悪質な漢奸分子の鉞山・商店」は没収し、「その他のすべての富農および地主の開闢した商店・作業場・工場・鉞山など」は保護し、工商業の発展をはかること、(2)農村における土地問題解

決、封建階級反対の方法を、工商業ブルジョアジー反対に同じように適用してはならず、両者は原則的に区別されること、(3)封建的地主清算の方法を都市に適用し、工場・商店を清算している事態を直ちに停止することを規定する。⁽³²⁾

これは、要するに、土地改革の実施にあたって留意すべきこととして、土地改革の方法、つまり地主の土地の没収の方法を工商業に対しては適用してはならず、一般に保護する政策をとり、民族資本だけでなく、地主・富農の工商業をも保護するというものである。そのことが、抗日戦争期に認識された、民族資本の保護育成の基本的考え方である「たちおくれた中国経済の条件から出発する」ことの発展でもある。

民族ブルジョアジーは動揺する階級であり、かれらには市場が必要だから、かれらもまた「耕者有其田」に賛成するが、かれらの大半は土地をもっているのです、そのうちの多くのものが「耕者有其田」をおそれていた。このような民族ブルジョアジーの不安の除去を配慮しながら、辺区では土地改革を実施するとともに民族資本の保護育成がはかれる。

しかし、国民党支配地区では、アメリカ帝国主義が日本帝国主義の中国における地位にかわり、また、蔣・宋・孔・陳の四大家族を頭とする膨大な官僚資本が高度の独占に発展してから、中国の私的資本主義がいつそう窒息し、息をつくひまがなくなった。とくに、抗日戦争勝利後、アメリカ資本はいっそう大量に中国に投資され、その範囲はきわめて広範で、動力・機械・自動車・飛行機・汽船製造業、石油、石炭、鋼鉄鋳業等を含む。そして、アメリカ商品は潮のように中国市場に氾濫、民族工業は滞貨が山と積み経営が困難になり、大量に破産して閉鎖し作業を停止した。あらゆる民族資本は危機状態にあり、きわめてひどい災難に遭遇し、絶望的な状態に陥ったのである。⁽³³⁾

このような状況の下で、中共は、「五・四指示」以後の状況を総括して、一九四七年一〇月一日、「中国土地法大綱」を發布し、そこで「封建的および半封建的搾取の土地制度を廃止し、『耕者有其田』の土地制度を実施する」(第一条)とともに、「工商業者の財産およびその合法的營業を保護し、これを侵害してはならない」(第二二条)⁽³⁴⁾と規定する。

また、同年同月の「中国人民解放軍宣言」はつぎのようにいう。「五、蔣介石、宋子文、孔祥熙、陳立夫兄弟などの四大家族およびその他の主要な戦犯の財産を没収し、官僚資本を没収し、民族工商業を發展させ、労働者・職員的生活を改善し、被災者と貧民を救済する」。「六、封建的搾取制度を廃止し、耕すものがその土地をもつ制度を実施する」⁽³⁵⁾。これらの文書は、中共側のねばり強い平和交渉の努力にもかかわらず、蔣介石国民党政府による政治協商會議採択の「平和建国綱領」およびその他の諸決議の破棄、一九四六年六月全面的な国内戦争に發展して国共の決定的な決裂、ひきつづく国民党による人民の生活破壊という事態を背景に、全中国の人民に対して呼びかけられたものである。したがって、「五・四指示」が平和交渉の条件のもとに、主として解放区の人民に対して出されたのであるが、「土地法大綱」「人民解放軍宣言」は主として未解放区の人民に対して出され、全中国的範圍にわたって指導的役割をもつものである。

特に注意しておきたいことは、「中国人民解放軍宣言」がはじめて官僚資本を没収することを明言し、それとの対比において、民族資本を保護育成することである。国民党政権の物質的基礎となっている官僚資本に対して、もはや何の遠慮もいらぬ段階になったのである。

その後、毛沢東が一九四七年一二年二五日にかいた「当面の情勢とわれわれの任務」は、「新民主主義革命の三大

經濟綱領」を「封建搾取階級の土地を没収して農民の所有に移し、蔣介石、宋子文、孔祥熙、陳立夫をかしらとする独占資本を没収して新民主主義国家の所有に移し、民族工商業を保護する」⁽³⁶⁾と規定する。そして、この三大經濟綱領を、生産の發展、經濟の繁榮、公私兼顧、勞資兩利の指導方針にもとづいて実現し、新民主主義の國民經濟を、(1)指導的要素である國營經濟、(2)個人經營からしだいに集團經營の方向に發展する農業經濟、(3)独立小工業者の經濟および中小の私的資本主義經濟の三種によつて構成しようとするものである。そして、民族工商業については、新民主主義の國家權力のおよぶところでは、小ブルジョアジーの上層や中位のブルジョアジーにたいして、斷固保護をくわえらんとする。さらに、蔣介石支配地區における、小ブルジョアジーの上層や中位のブルジョアジーの一部の右翼分子が反動的な政治傾向をもち、アメリカ帝國主義と蔣介石集團のために幻想をふりまき、人民民主主義革命に反對している事態を指摘し、大衆のなかにあるかれらの政治的影響に打撃をくわえて、大衆をかれらの影響下から解放しなければならぬとする。これは、蔣介石支配地區での特別かつ細心の注意を促がしているが、「政治上の打撃と經濟上の消滅」の明確な區別によつて束縛されている生産力の解放という新民主主義革命の一つの任務を達成しようとするものにはかならない。その場合、「經濟上の消滅」の対象は、封建主義と独占資本主義、地主階級と官僚ブルジョアジー（大ブルジョアジー）であつて、資本主義一般ではなく、民族ブルジョアジーは消滅の対象から除外される。⁽³⁷⁾その理由はすでに「中國革命と中國共產黨」「新民主主義論」においていわれた經濟的要因にあるが、ここではより明確にすぎないようにのべる。すなわち、「中國經濟がたちおけていることから、広範な小ブルジョアジーの上層や中位のブルジョアジーが代表する資本主義經濟は、たとへ革命が全國で勝利したのちにおいても、やはり、長いあいだその存在

を許さなければならぬし、また、国民経済の分業からいって、そのうちの国民経済に有益なすべての部分はなおある程度発展させる必要がある。それは国民経済全体のなかでやはり欠くことのできない一部分である⁽³⁸⁾。

「当面の情勢とわれわれの任務」は蒋介石反動支配集団を打倒し、新民主主義の中国をうち建てる全時期をつうじ、政治・軍事・経済の各方面にわたって綱領的性質をもつ文献であるとされ、経済面だけをみても分るように、三大経済綱領およびその結果としての経済構成ならびにそれを実現するにあたつての指導方針と実現上の注意点などがより明確に整理されている。この文書において、買弁的・封建的国家独占資本主義⇨官僚資本は、「また新民主主義革命のために、じゅうぶんな物質的条件を準備した」とする点に「官僚資本の没収理論」の確立をみる。それとともに、ここに「民族資本の保護育成理論」の確立をみることができ。なぜなら官僚資本の没収と民族資本の保護育成は、中国の工業化という一つの問題の二つの側面にほかならず、新中国への展望は、物質的にはこの両面の統一した政策遂行の中で追及されていくこととなるからである。そして、この理論の確立には、陝甘寧辺区、晋察冀辺区（華北解放区）、東北解放区などにおける具体的経験の総括が深くかかわっていることに注意しなければならない⁽³⁹⁾。

しかしながら「当面の情勢とわれわれの任務」において、「民族資本の保護育成理論」が確立したとはいえ、反漢奸の清算闘争を行なったとき、漢奸・悪覇・特務・官僚資本の定義がはっきりしておらず、どの商店工場が漢奸・悪覇・官僚資本とすることができ、清算・没収すべきか、どれを保護すべきなのかを明確に、厳格に区別せず、工商业を大いに傷つけた。また、土地改革のなかで工商业と闘争したのは、資本主義と封建主義との境界を明確に分けないものであり、ある人々は工商业はすべて封建的性質を帯びており、工商业と闘争しなくては封建主義を一掃すること

ができず、大衆の要求を満足させることはできないと考えたのである。その結果、民族工商業に対する侵害状況が現出する。

そこで、一九四八年一月一八日の「当面の党の政策におけるいくつかの重要問題について」は、工商業に対する冒險政策をいましめている。すなわち、「中小工商業者にたいしては、どのような冒險政策をとることも避けなければならない。各解放区が国民経済に有益なすべての私営工商業の發展を保護し奨励してきたいままでの政策は、正しいもので、こんごともそれをつづけるべきであ。小作料引下げ、利子引下げの時期に、地主、富農が工商業に転じるのを奨励した政策も正しいものであって、『変装したもの』とみなして反対し没収し分配するのは誤りである。地主、富農の工商業は、一般に保護すべきである。没収してよいのは、官僚資本家とほんとうの悪霸、反革命分子の工商業だけである。この没収すべき工商業のうち、国民経済に有益なものはすべて、国家と人民が接収したのち、その營業をつづかせ、これを分散させたり閉鎖したりしてはならない。国民経済に有益なすべての工商業にたいする營業税の徴収は、その發展をさまたげない限度内にとどめなければならない⁽⁴⁰⁾」。

もとより民族工商業に対する侵害の基本的要因として、民族ブルジョアジーのもつ二面性という政治的性質が考えられる。すなわち、この段階では、「民族ブルジョアジーの多数は、米・蔣にたいする憎しみをつよめており、かれらのうちの左派は共產党にたより、右翼分子は国民党にたより、中間派は国共両党のあいだにたつて、ためらいと觀望の態度をとっている」⁽⁴¹⁾状況において、實際には、右派・中間派・左派の三類にわけられる民族ブルジョアジーに対して一律に保護する政策をとることはかなり困難なことであった。一九四七年三月に延安が国民党軍に占領され約一

年間敵の手中にあったとき、おそらく民族ブルジョアジーの一部は国民党を支持したものと思われる。しかし、統一戦線の強化の上でも、中国社会主义の物質的基礎の創造の側面においても、民族工商業を保護することが重要であるということから冷静に民族資本の保護育成政策を堅持したものと思われる。⁽⁴²⁾

その後、「中国人民解放軍平津前線司令部布告」(「約法八章」)が一九四八年二月二日、平津の解放にあたってつぎのようにいう。⁽⁴³⁾ここでは、官僚資本の没収にあたって民族資本の保護に対する配慮がなされている。

「(2)民族工商業を保護する。およそ個人経営に属する工場・商店・銀行・倉庫等は一律に保護され、侵犯を受けない。各事業の職員・労働者は平常どおり生産し、各商店は平常どおり営業するよう望む。

(3)官僚資本を没収する。およそ国民党反動政府が経営する工場・商店・銀行・倉庫・鉄道・郵便・電報・電燈・電話・水道等は、すべて民主政府によって接収される。そのうち一部に民営の資本があり、調査の結果事実であることが明らかにしたばあいは、その所有権を承認すべきである。官僚資本の企業に勤務するすべての人員は、民主政府が引きつぐ以前においては、すべて従来どおり勤務し、かつ責任を持って資材・機械・図表・帳簿・文書等を保護し、点検・接収を待たねばならない。保護に功績のあったものは賞を与えられ、サボタージュ・破壊を行なったものは罰せられる。ひきつづき服務することを願うものは、民主政府の接収後、才能に応じて採用を認める」。

解放区が大中の都市を含むという新たな条件の下で、一九四九年三月五日、毛沢東は「中国共産党第七期中央委員会第二回総会での報告」において、全国的勝利ののちの政治・経済・外交の基本政策、および中国を農業国から工業国に転化させ、新民主主義社会から社会主義社会に転化させる根本的任務と主要な路線を規定し、当時の中国経済の

各種の構成要素の状態と、中共のとるべき経済政策について分析し、中国が社会主義的改造を実現するうえでかならず通らなければならない道を指摘した。そこでは、つぎのようにのべている。⁽⁴⁴⁾

「第三に、中国の近代的工業は、その生産額からいえば、まだ国民経済の生産総額の一〇パーセント前後をしめるにすぎないが、ひじょうに集中しており、もっとも大きな、そして、もっとも主要な資本は、帝国主義者とその手先である中国の官僚ブルジョアジーの手に集中している。これらの資本を没収して、プロレタリアートの指導する人民共和国の所有にするならば、人民共和国が国の経済動脈にぎることになり、国营経済は全国民経済の指導的要素となる。この部分の経済は社会主義的性質の経済であって、資本主義的性質の経済ではない」。

「第四に、中国の私的資本主義工業は、近代的な工業のなかで第二位をしめており、無視することのできない力である。中国の民族ブルジョアジーとその代表的な人物は、帝国主義、封建主義、官僚資本主義から圧迫され、または制限をくわえられていたので、人民民主主義革命の闘争のなかで、しばしば、これに参加しあるいは中立をたもつ立場をとってきた。こうしたことからして、また、中国経済がいまなおたちおれた状態におかれていることからして、革命勝利後のかなりながい期間にわたってもなお、できるだけ都市と農村の私的資本主義の積極性を活用して、国民経済の発展に役立てる必要があるのである。この時期には、国民経済に害がなくて、国民経済に有利な、都市と農村のいっさいの資本主義的要素には、その存在と発展を許すべきである。これはさげられないことであるばかりでなく、経済的に必要なことである。だが、中国における資本主義の存在と発展は、資本主義国のばあいのように制限をくわえないで氾濫するにまかせるのではない。それはいくつかの面——活動範囲の面、徴税政策の面、市場価格の面、労働

条件の面から制限される。われわれは各地、各業種、各時期の具体的な状況において、各方面から、資本主義にたいし、ほどよい、伸縮性のある制限政策をとらなければならない」。

「第五に、国民経済の生産総額の九〇パーセントをしめる分散した個人経営の農業経済と手工業経済は、慎重に、一步一步、しかも積極的に、近代化と集団化の方向へ発展するようみちびくことができるし、また、みちびかなければならない。……国营経済があるだけで協同組合経済がなければ、われわれは、勤労人民の個人経営の経済を一步一步集団化の方向にむかわせることもできないし、新民主主義社会から将来の社会主义社会に発展させることもできないし、国家権力におけるプロレタリアートの指導権をうちかためることもできないであろう。この点を無視したり軽視したりすれば、最大の誤りをおかすことになる。国营経済は社会主义的性質のものであり、協同組合経済は半社会主义的性質のものであって、これに私的資本主義をくわえ、個人経済の経済をくわえ、国家と私人とが協力する国家資本主義経済をくわえたものが、すなわち人民共和国のいくつかの主要な経済的要素で、これらが新民主主義の経済形態を構成するのである」。

右の「中国共産党第七期中央委員会第二回総会での報告」にもとづいて、解放勢力の決定的勝利の明らかな事態を背景に、中共代表団と国民党政府和平交渉代表団が北平で交渉を行ない、「国内平和協定」⁽⁴⁵⁾が作成された。しかし、その内容は、国民党政権の政治的・経済的基礎を根本から揺がすものであったため、国民党側の拒否するところとなる。そこで「国内平和協定」にかわって「中国人民解放軍布告」が出されたのである。この「布告」は、前述の「平津前線司令部布告」に比して民族資本の保護育成の対象を拡大しているが、官僚資本の没収規定はほぼ同様のもので

ある。

華東区における官僚資本国有化法令の一つである、一九四九年六月一三日の「中国人民解放軍上海市軍事管制委員会布告」は、「本会が接収・管理する本市の国民党反動派、政府、軍隊、特務各級機関を調査し、さらに戦争犯罪人、官僚資本および反革命首謀分子の家屋・不動産はこれを没収すべき」とするとともに、「私人のすべての産業に対しては、一律に保護を加えるものとし、侵犯してはならない」とするのである。⁽⁴⁶⁾

一九四九年六月三〇日、全国解放を間近に控え中国共産党二八周年を記念して報告された、毛沢東の「人民民主主義独裁について」は現在の段階では兇惡な帝国主義が存在し、近代工業が国民経済全体の上で占める比重はまだ非常に小さいので、帝国主義の圧迫に対抗するためには国の経済と人民の生活に害がなくて有利な、すべての都市、農村の資本主義的要素を活用し、民族ブルジョアと團結してともにたたかなければならない、として第七期中央委員会第二回総会での報告の内容を再確認している。それとともに、民族ブルジョアの軟弱性はその社会経済的地位によって決定づけられ、かれらは遠い見通しに欠け充分な勇氣をもたず、民衆をおそれるものも少なくないので、革命の指導者にはなれないし国家権力のなかで主要な地位をしめるべきでない、とされるのである。⁽⁴⁷⁾

二、解放区の政策法令

右にみてきた中共・解放軍の政策法令は、各解放区の具体的諸条件にもとづいて実施されとともに、その基本精神は各解放区政府の政策法令の上に反映する。また逆に各解放区の個別的経験が中共・解放軍の政策法令の基礎となる場合もあり、相互に参照されているのである。この点に注意しながら、以下、(一)陝甘寧辺区 (二)晋察冀辺区・晋冀

魯予辺区⁽⁴⁸⁾ (三)東北解放区の順に各区の政策法令をみていきたい。

(一) 陝甘寧辺区

まず陝甘寧辺区の場合をみると、一九四六年四月二三日の「陝甘寧辺区憲法原則」の「四経済」は、(1)耕作者はその田畑を所有し、労働者は職をもち、そして企業は発展の機会を有すること、(2)公営・合作・私営の三種の方式を用いて、すべての人力・資力を組織して、繁栄を促進し貧窮を消滅するために闘争すること、(3)外来の投資を歓迎し、その合理的利潤を保障すること、(4)職業学校を設立し、技術人材をつくり出すこと、(5)計画的に農工鉱の各種の産業を発展させることを規定する。⁽⁴⁹⁾

また、「陝甘寧辺区營業稅暫行條例」(一九四六年四月二四日)は、「減稅・免稅」(第四章)を規定するが、それによると、免稅の対象には、「およそ純粹に供給の性質に關係する公營工場、および政府が發展を奨励している公私の、紡織・製紙・鋌山開発・冶金・棉打ち・紡績・砂糖製造等の企業」「鰥寡・身よりのない老人子供・病弱者等のよるすべがなくまた貧困に苦しんでおり、小商いで僅かにその生活を維持しているもの」があげられる。また、「機關部隊學校に屬する各種の經營者」は八割、「政府に登録している生産消費合作社」は五割、「合資の性質に屬する小商売者」は八割、「辺区の生産の發展に有益であり、同時に自己の直接の勞力によって經營している各種の小手工業」について、「鉄匠」は四割、「銅錫匠・各種機械修理・毛織物匠・麻繩製造・毛布製造・靴下製造・油坊・製糸業・衣服製造匠・車大工・木工・なめし皮業・理髮・蹄鉄うち等」は六割をそれぞれ免稅する。その他「災害に遭つて損失を蒙つたもの」「退役傷病軍人の經營」は減稅あるいは免稅する。⁽⁵⁰⁾

陝甘寧辺区では全面にわたって民主化が進められ、「民主中国の雛型」であるといわれたのであり、抗日戦争終結後にも工商業政策が重視され、その中で私営企業の比重がかなり小さいものであったにせよ、民族資本の保護育成政策が継続・発展する。

そのことは、一九四八年三月三十一日に蔣介石・胡宗南軍にひどく破壊された工商業の回復を促進し、発展をはかり、経済の繁栄をはかるために出された、「工商業保護に関する布告」のなかによく体现されるのである。その要点はつぎの通りである。⁽⁵¹⁾

(一)破壊をうけた工商業は公私を問わず、すべてその営業の回復に激励と援助を与えられる。土地法大綱第一二条の規定をしっかりと実行し、地主・富農の経営する工商業も同様に保護され、侵害された工商業はその損失を賠償する。商品や隠匿して営業しないものに対しては、布告の意味を宣伝して営業の回復を奨励する。工商業に関する貸借と帳簿勘定の債権債務は保護され、合資・個人経営を問わず、工場・家内工場は保護・奨励する。

(二)本年度（一九四八年度）は商業税の徴税を免除する。農業を主として工商業を兼営するものは、公糧を農業収入から徴収し、工商業部分は徴収しない。

(三)工商業の財産、合法的営業は法律の保障をうけ、侵害された工商業者は、司法機関に対して告訴することができ

る。このように、「工商業保護に関する布告」は、侵害・破壊された公営・私営の工商業に対して充分な救済措置をと

り、徴税においても工商業部分の収入を除外するなど、工商業の回復・発展に配慮が払われている。陝甘寧辺区で

は、従来からの工商業政策の蓄積があつたので、国民党軍によつて破壊されたとはいえ、布告發布以来急速に經濟の回復・發展がはかられたのである。

(二) 晋察冀辺区・晋冀魯予辺区

晋察冀辺区では、一九四六年八月、「民族工業保護發展暫行辦法⁽⁵²⁾」が、「辺区区域内外の工業を保護し發展させ、区域内外の実業家の辺区への投資を奨励するため」に制定され(第一条)、「辺区区域内のすべての工場・作業場は、公営・私営・合作社經營を問わず、また資本の大小にかかわらず」奨励される(第二条)。そして、民族工業を重要工業原料の製造工業、日用必需品の工業および非必需品の工業の三種にわけて、それらの具体的優遇措置を規定する。すなわち、「綿紡績・毛紡績・板ガラス・電気・鋼鉄・機械製造・農具製造およびその他の重要工業原料(たとえば灯油・アルコール・炭素・染料)製造等の工業を創設するもの」に対しては、(1)營業稅・所得稅を二年ないし五年の間全面的に免除し、(2)資金貸付を行ない、(3)原料と製品の輸送を援助し、(4)原料の購入と製品の販売に援助を行ない、(5)不可抗力による災害にあつて損失を受けた者には酌量の上救済を与えるとする(第三条)。「綿織物・毛織物・印刷・ガラス・化学器・磁器・セメント・石鹼・搾油・皮革・製紙・製皮・紐およびボタン・齒磨き・齒刷子・小麦粉・マツチ・罐詰食品・食用油・文房具その他日用必需品の工業を創設しようとするもの」に対しては、(1)營業稅・所得稅を一年ないし四年間全面的に免除し、(2)その他の優遇としては第三条(3)項の規定を適用する(第四条)。「化粧品・兒童玩具等非必需品の工業を創設するもの」に対しては、(1)營業稅を一年ないし三年の間全面的に免除し、(2)優遇については第三条(4)項を適用する(第四条)。

この「民族工業保護發展暫行辦法」は、税政の面からみると、前節でみた一九四五年二月の「工商業税率の改正および一五種工商業の免税に関する規定」に比して免税対象の職種の範囲を拡大している。また、生産工業や生活必需品を製造する工業に対しては、奢侈品や必需品でないものの製造工業よりも軽い税をかけていることがわかる。⁽⁵³⁾

解放都市である石家莊市では、一九四七年一月、市政府が「民族工商業保護の布告」を出した。第一条は、中国土地法大綱第一二条の工商業保護の基本精神を確認するとともに、国民党による工場・商店の平均分配の流言の陰謀を暴露する。ここから、国民党による工商業破壊工作がいかに激しいものであったかが理解される。第二条は、工場・作業場・店舗での紛争は、法院において法律にもとづいて解決するものとし、転売・罰金・没収等の非合法手段をとってはならないとする。これは、無用な争いを避け、新民主主義経済の迅速な發展をはかり、人民民主統一戦線を強化するためには、個人・団体の任意解決にまかせてはならないからであろう。第三条では労使関係、使用・被使用の関係は営業の發展、労資両利を原則とすべきことを、また、第四条では、工商業主が工場の作業停止、機械の破壊、物資の埋蔵、投機売買、市場操縦をしてはならず、生産復興、法律にもとづく営業・公平な取引をして、工商業の正常な發展、市民の生計の保護をはかることを規定する。⁽⁵⁴⁾

この布告の頒布以後、工商業者の疑念はただらに取り除かれ、蔣家特務が工商業を故意に破壊する陰謀を撃破し、石家莊はその繁栄を急速に回復・發展することとなった。この布告は、都市における民族工商業の保護育成法令の先駆的なものであり、「当面の情勢とわれわれの任務」(一九四七年二月)における「民族資本の保護育成理論」の確立に対して大きな役割を果たしたものと思われる。

その後、一九四八年四月には、晋察冀辺区政府「工商業保護に関する指示」が出されているが、その内容はつぎの通りである。⁽⁵⁵⁾

(一) 政令を遵守して営業している工場・小工場（家内工業）、商店（公営・公私協同経営・私営・合作経営）は、その財産所有権、経営自由の権利、正当な営業利潤を保障される。

(二) 工商業を兼営する地主・旧式富農は、その事業、工商業に関連するすべての土地財産を保護され、没収・分配されない。

(三) 工商業経営の内に移している地主・旧式富農の財産は、再び没収・分配されない。もし財産をかくすため工商業に化けて実際には全く経営していないものは、農民の告発、県人民法廷の調査・判決を経て没収もしくは徴収し村農会に引き渡して分配する。

(四) 官僚資本、戦犯及び大罪を犯している悪徳の工商業者の財産は、県以上の法廷の判決を経て没収される。この種の工商業で、その規模が小さくかつ在村の経営者であるときは区政府が処理し、規模が比較的大きいときは県市政府行署もしくは辺区政府が処理する。これらの工商業が国民経済に有益なものであれば、政府もしくは人民の直接管理にしてその経営を継続し、これを分散・破壊できない。

(五) 地主・旧式富農のもっている手工業用工具（紡車、織機、靴下織機、ミシン、製棉機、棉打機など）は没収・徴収されない。労働不足とか経営困難の理由があり、かつ農民が必要とするときは、余分な部分のみ郷村農会を通じて接収し分配する。

(六)過去に農会が接収した地主と旧式富農の工場・職場(手工業)・商店でまだ分配していないものは、農民を説得して元の経営者に返還する。すでに分配したものは、その経営を継続・保持し、まだ没収していない工場は、分配・破壊してはならない。新式富農・富裕中農その他の工商業者の所有のものは、すでに分配したか否かにかかわらず、農民を説得して元の所有者に返還するかあるいは補償措置をとる。

(七)工商業者間の債権・債務は廃棄しない。農民と工商業者の間のかけ買い、かけ売・農民相互の間の友情的貸借は有効である。高利貸的性格をもたない、地主・富農・高利貸の工商業中の債権は廃棄しない。

(八)工商業に対する徴税は、工商業の発展・保護を原則とする。

(九)工商業資本家は、民主政府と国家経済の指導の下に国家経済に有益で正当な活動に従事し、かつ労働者の生活を適当に改善する。労働者は積極的に生産し、資本家に適当の利潤を得させ、「生産発展、経済繁栄、公私兼顧、労資兩利」の原則の下に、労働者と資本家は団結し、ともに戦争の勝利と国家の建設に貢献する。

(十)工場・家庭工場・商店及び手工業における見習工員の待遇は、経済状況がゆるし、かつ必要な範囲内で適当に改善し、封建的・半封建的な待遇を廃止する外、一般にこれまでの慣習に従う。

同じく一九四八年四月に、中共晋冀魯豫中央局「工商業政策に関する指示」が極左的な誤りを是正するために出された。⁽⁵⁶⁾

この「指示」は、晋察冀辺区のものと同様の規定とともに、独自の規定をもっている。それは、両辺区の政治的経済的諸条件の相違によるものと思われる。

二つの「指示」には「当面の情勢とわれわれの任務」（一九四七年二月）の基本精神が具体化され、「生産発展、経済繁栄、公私兼顧、労資兩利」の全般的経済方針、工商業者との闘争の禁止、地主・富農の財産の処理、徴税、債務の処理などの諸点で、両辺区の指示は類似性を有している。

そして、晋冀魯予辺区の「指示」の独自性は、つぎの諸点にみられる。すなわち、第一に賃金労働制度について、時間給・出来高給の賃金制を實行し、工場長を長とする三人委員会を成立させて生産を指導することは、まず国营企業で實行し、個人企業もし資本家側が同意すれば實行してもさしつかえない（第三条）とする。第二に財政政策について、銀行・貿易總公司・合作庁・财政厅はよく協力し、定期的に物資を放出・回収し、一年期限の貸付を實行し、全力をあげて生産活動を支え、定期的に段階をふんで貨幣の発行を行なう（第五条）とする。第三に指導關係について、機關・部隊の工場・商店は、その地方の党委員会・政府（工商管理局）の指導をうけるものとし、その特權は廢止され、民営企業と同等の待遇をうける（第六条）とする。第四に工商業政策の教育について、部隊および地方における都市政策・工商業政策についての教育を強める（第一〇条）とするなどの諸点である。

晋察冀辺区・晋冀魯予辺区の「指示」は陝甘寧辺区の場合よりも詳細な内容を持ち、工商業に対して厚い保護を加えている。そこには、各解放区の政治的経済的条件の相違が反映している。すなわち、晋察冀・晋冀魯予両辺区は陝甘寧辺区に比して民主化がかなり遅れており、また、敵後解放区として戦争の条件の下にあったために、辺区経済の発展をはかるための配慮が工商業政策に示されているのである。

（三）東北解放区

東北地区は、一九三一年の九・一八事件以来、実質上日本軍国主義の植民地と化し、資源が豊富で、重工業・鉱業が日本独占資本の経営の下に、中国ではもつとも高度に発展してきたところである。この東北地区では抗日戦争の勝利にひきつづき、毛沢東の「強固な東北根拠地をきざろう」(一九四五年二月二八日)の呼びかけに応えて、日本人および漢奸の土地没収と分配が行なわれ、土地改革は急速に進行した。国民党軍が東北に進入しても、それは鉄道沿線の大都市に限られ、広大な地域はすでに解放軍の支配下にあり、一九四六年春のソ連軍撤収以来、各地に民主政権がうちたてられた。その後、農村は終始この民主政権が支配し、土地改革も比較的早期に完成したが、長春・瀋陽等の大都市では、国民党軍との間に激しい争奪戦が展開された。結局、一九四八年九月から十一月にわたり、遼瀋戦役がたたかわれ、東北全域は完全に解放された。このことは、人民解放戦争全局の上からも、また全国の経済復興工作の上からもきわめて大きい意義をもった。⁽⁵⁸⁾

その間、東北連合行政委員会は日本独占資本を没収してこれを公有化し、一九四七年二月には中共東北局「東北解放区一九四八年の经济建设方針」⁽⁵⁹⁾を発表し、经济建设の方針について、公私経済の発展、国家と人民の富の増加を基礎に、農業を主として工業を発展させ、それによって大規模な自衛戦争をひきつづき支援し、解放区を強化・拡大し、人民の生活を徐々に改善する目的を達成することであるとす。そして、民族工商業については、「民営工業の発展を援助し、正当な個人工商業を保証して利益を期待しうるようにさせ、人民の解放戦争に貢献させる」とする。これによって、統一的総合的な経済計画をうちたて、財政経済の分散的・自然的な形態から統一化・組織化へと展開したのである。

また、その後中共中央東北局「關於公營企業中職員問題的決定」（一九四八年八月一日）、東北日報社論「保護國家財產保護公共財產」（一九四八年九月一日）、中共東北鐵路黨委員會「關於實行乘務負責制的決定」（一九四八年一月五日）、東北行政委員會「東北公營企業戰時暫行勞動保險條例」（一九四八年一月一七日）、東北日報社論「企業管理民主化是改進生產的重要保證」（一九四九年二月二八日）、東北人民政府工業部「關於加強經濟核算制、開展反浪費鬭爭的決定」（一九四九年七月二九日）などが出され、企業管理の民主化が進められたのである。これらのうち、東北日報社論「企業管理民主化是改進生產的重要保證」は、「管理民主化實現の具體的內容は、工場管理委員會、職員労働者代表會議を設立することであり、職員労働者大衆の企業内における主人公の地位を真に確立することであり、さらに進んで彼らの工場愛護、生産改善の積極性と責任感とを發揚することであり、企業化の經營方針、科學的生產組織制度をして労働者大衆の自覺的努力による實施を得させる保證である」としている。⁽⁶¹⁾ソ連の方式を導入しているとはいえ、東北解放区の經驗は、国营企業管理の側面で中国では先進的な意味をもっており、全国解放後大いに参照された。

民族工商業の保護育成の面をみると、一九四八年二月、中共合江省委員會は、「土地の平均分配運動における都市工商業保護に関する指示」を發布し、いくつかの県で都市工商業政策に違反する現象が発生したことを指摘している。たとえば、地主が工商業を兼營しているような場合にその工商業が没収され、「八一三」後土地改革前に全部あるいは部分的に工商業者に変わったものも、すべて没収され、さらに日本侵略者によって土地を奪われて工商業者になったものさえ、地主として処分されたのである。

そして、「指示」は、このような現象が生じたことについて、日本の一四年間にわたる支配の間に行過ぎた専売をしたので、すでに民族工商業と民間資本がなくなり、その後も、国营と合作社が民間人資本を必要とせず、それ故に貧農・農業労働者に対して工商業を保護する政策を良く教えずに、狭い小さな目先の希望を満たすために農民に多少の財産を得さしめたからであるとする。

そして、「指示」はつぎのように規定する。

地主が工商業を兼営するものは、鄉村における土地および封建的搾取部分を没収し高利貸を廃棄するだけで、その他は一律にそのままにする。一九四六年七月の土地改革前の純粋な工商業者は、過去において地主であつたか否かにかかわらず、一律に保護する。全県全市において支配的地位を占める、罪が大きく悪質な大漢奸、大惡霸、大特務、大地主の工商業で土地改革後鬭争を逃れて小商売人になって化した地主および反革命蔣介石特務の偽装した工商業は徹底的に没収するが、その他の過去において誤りや欠点をもつていても、現在政府の法令に服従する工商業者は、政治上反省して改めさえするならば、その工商業および財産を因縁をつけて没収したり、あるいはかつてに罰則を科したりすることはできない。⁽⁶²⁾

このような東北解放区の「指示」はすでにみた晋察冀、晋冀魯予兩辺区の「指示」によって参照されたものと思われる。

ここで、民族資本の保護育成政策法令の展開過程全体について、各時期の特徴にもとづき若干のまとめをしておきたい。

第一・二次国内革命戦争期においては、民族資本家の革命に対する態度によって、その政治的性質の分析はなされるが、彼らを統一戦線から排除する方針がとられる。この「左」への傾斜は、全面的に誤りであったとはいえないが、少なくとも中国の現実的諸条件に根ざすという点で不十分であったことは否定できない。そして、経済的には、中国工業化ないし社会主義経済の基礎の創造の展望という側面からの民族資本についての具体的分析はなされず、したがって、この時期には、民族資本の保護育成の考え方は稀薄であったといえる。

抗日戦争期においては、第一に、抗日救国が主要な課題であったことから、民族ブルジョアジーの政治的性質、すなわち、「革命に参加する可能性」と「革命の敵にたいする妥協性」という『一人二役的』な二面性」(「新民主主義論」)を指摘しながらも、民族ブルジョアジーの政治的経済的軟弱性を根拠に広範な統一戦線政策にかれらも組み入れ、かれらと連合もし闘争もする政策をとる。そのことは、選挙法上の選挙資格の規定にも反映する。第二に、抗日の状況下で自給自足の目的達成のために民営企業を奨励するとともに、中国経済がきわめてたちおけているという経済的条件に立って、社会主義経済を創造していく展望がしだいに形成される。そして、政治的要因からだけでなく、経済的要因からも民族資本が保護育成の対象となることが認識されるのである。「われわれの経済政策」「日本帝国主義に反対する戦術について」「中国革命と中国共産党」「新民主主義論」「連合政府論」の諸論文に、その認識深化の過程がみられる。そのことは、辺区の法令の上に直接示されるわけではないが、実際の経済政策の実施において具体化されていく。第三に、民族資本の保護育成が、孫文の「資本節制」に合致するものであることが強調される(「中国革命と中国共産党」「新民主主義論」「連合政府論」など)。「資本節制」は独占的な外国資本や官僚資本に対

して統制を加え、民族資本を保護するものであり、それは、中共の新民主主義経済創造についての考え方に受け入れられるものであった。しかし、国民党の改組によって旧三民主義（民権・民生・民族）から新三民主義（連ソ・連共・労農援助）への転換がなされたといっても、孫文には社会主義経済創造の構想が存在しないことはいうまでもない。第四に、農村根拠地中心から都市進攻に移る時期に対応して、「商工業の管理を学ぶこと」（「学習と時局」）の必要性を強調していることである。

第三次国内革命戦争期においては、第一に、抗日戦争勝利終結の政治的条件下で、減租減息から土地改革への土地政策の転換がはかられ、農村から都市への進攻が開始し、統一戦線の担い手の狭小化という事態にともなう工商業に対する侵害をなくすための呼びかけが何回となくくりかえされ、また、土地改革と民族工商業の保護育成の相互連関についての認識を深めて、民族資本に対する具体的な保護育成の措置がとられ、法令としても発布される。第二に、抗日戦争終結後、国民党政府が、日本・ドイツ・イタリアなどの在华資産を接収することによって官僚資本が膨大なものになり、そして人民政府は、この官僚資本を没収するにあたって、民族資本に対する侵害がなされないように各解放区のおかれた諸条件にもとづいて細かい配慮を加え、それとともに官僚資本の没収^{II}新中国の物質的条件の準備^{II}の理論が「当面の情勢とわれわれの任務」において確立し、民族資本の経済的重要性が認識され、民族資本が保護育成の対象にされる。ここに民族資本の保護育成理論が確立するのであるが、この理論の確立には解放区や都市における試行錯誤の経験がある。第三に、全国解放直前には、新民主主義革命勝利後における民族資本家の政治的経済的役割を明確に位置づけるのであり、それが次章にみる「共同綱領」の規定に反映する。

以上のような特徴をもって形成、発展、確立の過程を経た、民族資本保護育成の理論および政策法令の実施という歴史的経験は、全国解放後における民族資本の社会主義的改造を可能にする一つの重要な条件となるものである。

(1) 『毛沢東選集』2冊下三八―二頁、吳江『中国資本主義経済改造問題』一九五八年一頁以下。江副、加賀美訳『中国資本主義の変革過程』上巻二六頁以下。同訳書(上下巻)は、資本主義経済改造研究室『中国資本主義工商業的社会主义改造』(一九六二年一月、北京、人民出版社)の全訳である。その他に舒燁光『中国社会主義革命和平過渡的飛躍形式』一九五八年六四頁以下、周秀鸞編著『第一次世界大戦時期中国民族工業的發展』一九五八年参照。

(2) 日本国際問題研究所中国部会編『中国共産党史資料集』第一卷三三四頁以下。また、「国民党の政綱」の「乙 対内政策」(三)は、「独占的性質の企業ならびに個人の力では経営不可能な企業、例えば鉄道・航運等は国が経営、管理すべきである」(同書三四三頁)としている。

(3) 『毛沢東選集』1冊上四―五頁、張執一『試論中国人民民主統一戦線』一九五八年九七頁以下。

(4) 『中国共産党史資料集』第四卷八六頁。

(5)(8) 「法律時報」第二六卷第一〇号七五頁、『中国共産党史資料集』第五卷四五一頁。

(6) 『毛沢東選集』4冊上二〇六頁。一九三一年一月の「第一回全国ソヴェト代表大会経済政策についての決議」(『中国共産党史資料集』第五卷四七五頁以下)参照。

(7) 『中国資本主義の変革過程』上巻一〇四頁。

(9) 福島正夫・宮坂宏編訳『中華ソビエト共和国中国解放区選挙法令資料』八一―九頁、二五―六頁。
「ソビエト暫行選挙法」第五条は、選挙権・被選挙権剝奪者について、つぎの規定をおく。

中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

- (一) 雇傭した他人の労働で利益を謀る者（たとえば、富農、資本家）。
- (二) 労働によらず、資本、土地およびそのほかの産業の生み出す利益によって生活をしている者（たとえば、豪紳、地主、高利貸、資本家）。
- (三) 地主、資本家の代理人、中間人（仲介人、仲買人）および買弁。
- (四) すべての伝教迷信を職業としている人、たとえば、各宗教の伝教師、牧師、僧侶、道士および地理陰陽先生等。
- (五) 国民党政府およびその他の反動政府の警察、スパイ、憲兵、官僚、軍閥およびすべての労働者の利益に反対する反動分子に加わる者。
- (六) 精神病にかかっている者。
- (七) 法廷において有罪を判決され、なお判決の執行期間にあり、また選挙権剝奪期間が未だ満期になっていない者。
- (八) 一、二、三、四、五の各項にあたる人の家族。
- (附註) 本条第四項の、伝教迷信を職業としている者の家族が、自己の労働によって生活をなしている者であれば、選挙権と被選挙権をもつ。
- (10) 『毛沢東選集』1冊上179頁以下参照。
- (11) 同右199頁以下参照。
- (12) 同右2冊上20頁参照。
- (13) 中国科学院歴史研究所編『陝甘寧辺区参議会文献彙輯』一九五八年四〇頁。
- (14) 福島・宮坂編訳前掲書七七頁。第四条は、選挙権・被選挙権の剝奪者として、一、売国行為があり、政府によって逮捕され裁判に附されたもの、二、法院の判決により公権が剝奪されなおまだ回復していないもの、三、精神病患者をあげている。

- (15) 同右一七三頁、一七八—九頁参照。
- (16) 『毛沢東選集』2Ⅱ下三五—一頁以下。
- (17) 同右三九六—七頁、李維漢『中国における統一戦線(続)』(橋本訳)一六—七頁参照。
- (18)(19) 『毛沢東選集』2Ⅱ下四〇四頁、四〇七—八頁。
- (20)(21) 同右四三九頁、四四三—四頁。
- (22) 同右五七〇—一頁。
- (23) 『陝甘寧辺区参議会文献彙輯』一〇五頁、林伯渠「把握統一戦線的政策」(陝甘寧辺区政府委員会編『陝甘寧辺区政府工作報告』民国三〇年七月出版)一〇六頁以下参照。
- (24) 晋察冀辺区行政委員会『現行法令彙集』(下冊)六二七頁以下、劉寧一「解放区の工業政策」(『新中国資料集成』第二卷一一四—五頁)参照。
- (25) 『中共晋察冀辺区各種政策』(一九四二年一月)四一頁以下。
- (26) 『現行法令彙集』(上冊)二—三頁、政治經濟研究所『中国解放地区重要法令集』三頁参照。
- (27) 『現行法令彙集』(下冊)五一七頁以下、『中国解放地区重要法令集』一四二頁参照。
- (28) 『毛沢東選集』3Ⅱ下二二—三頁。
- (29)(30)(31) 同右三五〇頁、三五二—三頁、三五七頁、三七七頁。
- (32) 『新中国資料集成』第一卷二四一頁以下。一九四六年五月一八日の中共中央華中分局「党中央の土地政策に関する五・四新決定指示を貫徹せよ」(同書二四六頁以下)も同趣旨のことをのべている。
- (33) 『毛沢東選集』4Ⅱ上一五〇頁、舒燁光前掲書六五頁。

中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

(34) 中国研究所編訳『中国解放地区土地改革関係資料集』一一頁以下。

(35) 『毛沢東選集』4冊上二一八六頁。

(36) 同右二〇四頁。

(37) 同右二〇五―七頁。

(38) 同右二〇五―六頁。

	年 度	合 計	民 族 資 本	官 僚 資 本
発 電 量	1947	100	25.0	75.0
石 炭	1942	100	12.3	87.7
石 油	1943	100	0	100.0
鉄 鉄	1943	100	2.7	97.3
鋼 力	1943	100	0.2	99.8
動 機	1946	100	38.0	62.0
綿 糸	1947	100	56.0	44.0
綿 布	1947	100	27.0	73.0

(39) 陳伯達『中国四大家族』(一九四六年一〇月)、許瀛新『官僚資本論』(一九四七年七月)も、理論的に寄与するところが大きいと思われる。なお、西村幸次郎「官僚資本の没収法令について」(『早大大学院法研論集』第五号一二九頁)参照。

当時の主要工業生産額における民族資本と官僚資本・外国資本の比重については、上の表(儀我壯一郎『現代中国の企業形態』七頁)を参照。

(40) 『毛沢東選集』4冊上二二五頁以下。なお、任弼時「土地改革における諸問題」(『中国解放地区土地改革関係資料集』一三五頁以下)、一九四八年二月二七日「工業政策について」(『毛沢東選集』4冊上二四九頁以下)参照。

(41) 『毛沢東選集』4冊上二二五頁。

(42) 「利中行」の主任の話は、民族資本保護育成政策の成功を示すものであろう。「わたしは、わたしの人生史上新しい一頁を開始した。ここには豊富な工業資源があるばかりでなく、さらに工商業発展の先決条件―工業に対するきわめて深い理解をもつ民主政府がある。いまこそ解放区があつてはじめて中国工業の前途があるということ

を深

く認識するのである」(姜凡「土改与保護工商業」『群衆』一九四八年第一期二二頁)。

- (43) 『新中国資料集成』第二卷三八九頁。なお、「天津企業公司における接収・整理工作の経験」については、中国研究所『中国労働運動の新しい動向』四一頁以下。

- (44) 『毛沢東選集』4冊下二七七頁以下。

- (45) 同右二〇四頁以下に全文がある。

- (46) 解放日報出版社『上海解放一年』五二頁、西村前掲一二五―六頁、小雲「人民政府怎樣管理大城市」(『群衆』一九四九年第二五期一一―二頁) 参照。

- (47) 『毛沢東選集』4冊下二四三頁参照。

- (48) 両解放区は一九四七年一月に連接し、一九四八年五月下旬には両解放区の統合による華北連合行政委員会と華北軍区が成立している。

- (49) 『陝甘寧辺区参議会文献集輯』三一―三頁。

- (50) 同右三三五頁。

- (51) 中国研究所『中国解放地区商工政策参考資料集』一〇四頁以下参照。

- (52) 『新中国資料集成』第一卷二八五―六頁参照。

- (53) 平野義太郎『中国における新民主主義革命』一六六頁以下参照。

- (54) 『中国解放地区商工政策参考資料集』一一八頁以下、塩脇幸四郎「中国解放区における商工業政策とその現況」(『中国研究』第七号五二頁以下)、柯凡「解放軍在大城市」(『群衆』一九四八年第一期一七頁) 参照。

- (55) 『中国解放地区商工政策参考資料集』九七頁以下。

中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

- (56) 同右九九頁以下、『新中国資料集成』第二卷一四〇頁以下。
- (57) 『毛沢東選集』4冊上九五頁以下。
- (58) 福島正夫『中国の人民民主政權』三五一頁以下。
- (59) 『新中国資料集成』第一卷五五二頁以下。
- (60) 解放社編『論工商業政策』一九四九年。
- (61) 同右一一八頁。なお、中研『中国労働運動の新しい動向』五六―七頁参照。
- (62) 『中国解放地区商工政策参考資料集』一〇二頁以下、許濂新「論城市經濟的改造」(「群衆」一九四八年第一〇期九頁)参照。

第二章 民族資本の社会主義的改造政策法令の展開

新中国成立当時、近代工業の生産総額は、工農業生産総額のなかでわずか一七%、純生産額で計算すると、工農業純生産額のなかでわずか一〇%前後を占めるにすぎず、国民経済全体の中では単独経営の小規模生産が圧倒的な優勢を占めていた。こうした状況のもとで、国民経済の急速な回復と発展をはかり、生産のたえない増大を土台として逐次人民の生活水準を高めてゆくためには、社会主義的国营経済を急速に発展させるだけでなく、利用できるすべての経済力を利用し、動員できるすべての積極的な要因を動員しなければならない。

一九四九年における資本主義的工業の生産総額は工業企業生産総額の六三・三%を占めていた。そして、一九四九年に私営工業の占めていた比重は、石炭二八・三%、苛性ソーダ五九・四%、セメント二六・一%、モーター七九・

六%、綿糸四六・七%、綿布四〇・三%、製糸六三・四%、マツチ八〇・六%、製粉七九・四%、巻タバコ八〇・四%であった。このことは、資本主義経済が当時の社会経済生活の中でなお重要な地位を占めており、利用することのできる重要な経済力の一つであったことを示している。⁽¹⁾

中国は、この資本主義経済に対して国家資本主義の道を通じて社会主義的改造をすすめたのである。そこで、まず中国が参照したソ連の国家資本主義と中国における国家資本主義の展開からみていきたい。

第一節 ソ連および中国の国家資本主義

一、ソ連の国家資本主義

十月革命後、レーニンは、マルクスの思想の発展の上に、一九一八年五月五日の『左翼的な』児童と小ブルジョア性とについて」の中で、つぎのようにのべている。「……マルクスは、一定の諸条件のもとでは、労働者はブルジョアジーから買いもどすことを、けっしてこばまないであろう、と述べたのである。マルクスは、そのときにはどんなに多くの新しい問題がおこってくるか、変革の過程で全体の事情がどう変化するか、変革の過程でそれがどんなにしばしばまたはげしく変るかを、すばらしくよく理解していたので、変革の形態、やり方、方法について、自分の手を——また社会主義革命の将来の活動家の手も——しばらなかつたのである」。「われわれは、どのような『国家資本主義』をもうけいれず、どのような妥協も考えずに、投機や貧民の買収その他によってソヴェトの諸方策を失敗させようとしつづけている非文化的な資本家にたいする容赦のない制裁というやり方と、『国家資本主義』をうけいれて、

これを実施することができ、数千万の人々にたいする生産物供給を實際ににぎっている、もろもろの巨^一大企業^二の賢明で經驗のある組織者としてプロレタリアートに有用な人々である、文化的な資本家にたいする妥協^三または買いもどしのやり方との併用を、いま、やることができるし、またやらなければならないということである⁽²⁾。

このことから明らかなように、レーニンは十月革命勝利後、国家資本主義を通じて社会主義への移行をなしとげようとしていたのであるが、当時のソ連はプロレタリアート独裁の唯一の国家であつて帝国主義に包囲され、ブルジョアジーは帝国主義と結んでソビエト政權を敵視し破壊しようとした。そのためソビエト政府は、ブルジョアジーの生産手段を剝奪する国有化の措置を迅速にとつて、革命の成果を確固たるものにせざるをえなかった。早くも一九一八年六月二八日には、すべての工業部門の大企業の国有化が宣言された⁽³⁾。

しかし、一九二〇年までに帝国主義諸国の軍事干渉は終り、反革命勢力は一掃された。外国の武力干渉と国内戦争は、第一次大戦で破壊されたソ連の經濟を一層破壊し荒廃させたため、何よりもまずあらゆる力を動員して国民經濟を復興することが、当面の主要な課題となつたのである。

そして、戦時共產主義政策から新經濟政策への移行にともなつて、国家資本主義が実施されることとなつた。

レーニンは、このプロレタリアート独裁の国家権力のもとにおける国家資本主義の性質に関連して、つぎのようにのべている。

すなわち、「権力が資本に属する社会における国家資本主義と、プロレタリア国家における国家資本主義とは、二つのちがつた概念である。資本主義国家における国家資本主義は、それが国家によつて承認され、国家によつて、ブ

ルジョアジーには有利に、プロレタリアートには不利なように統制されることを意味する。プロレタリア国家にあっては、同じことが、いまなお強力なブルジョアジーに対抗し、彼らとたたかうことを目的として、労働者階級の利益のためになされる」〔共産主義インタナショナル第三回大会でのロシア共産党の戦術についての報告から〕一九二一年七月五日）。

「わが国でわれわれが建設してきたような国家資本主義は、独得な国家資本主義である。それは、国家資本主義の普通の概念には合致しない。われわれはすべての廠制高地をにぎっている。われわれは土地をにぎっている」〔ロシア革命の五ヵ年と世界革命の展望〕一九二二年一月一三日）。

「われわれが『国家』と言うときには、その国家とはわれわれのことであり、プロレタリアートのことであり、労働者階級の前衛のことであるということを、われわれは理解しようとしな⁽⁵⁾い。国家資本主義とは、われわれが制限をくわえることができ、その限界をさだめることができるような資本主義のことである。この国家資本主義は国家に結びついているが、その国家とは、労働者であり、労働者の先進的な部分であり、前衛であり、われわれである」〔ロシア共産党（ボ）第一一回大会へのロシア共産党（ボ）中央委員会の政治報告から〕一九二二年三月二七日）。

要するに、レーニンのいうプロレタリアート独裁下の国家資本主義とは、労働者階級が一切の経済的命脈を掌握する条件の下で、資本主義の存在を認め、また、それに対して監督と制限を加え、それを労働者階級国家の要求にもとづいて、生産経営を行なわせる資本主義経済のことである⁽⁷⁾。

それでは、ソ連では、どうして国家資本主義の存在をみとめたのだろうか。

レーニンが、一九一七年から一九一八年において、国家資本主義の政策についてふれるときには、つねに、「(一)家長制的な、すなわちいちじるしい程度に現物的な農民経済、(二)小商品生産(穀物を売る農民の大多数はこれにはいる)、(三)私經營的資本主義、(四)国家資本主義、(五)社会主義」(『左翼的』な兒戯と小ブルジョア性について「一九一八年五月」という、当時の経済的要素の複雑性と小商品生産が優勢を占めること、そして、この小商品生産はきわめて広範な小私有者階層にはびこり、投機事業の経済的基礎になっているということを指摘するのである。プロレタリアートが政権を獲得し、資本主義的大企業を没収して社会主義企業にかえても、資本主義は消滅しない。というのは、資本主義は小商品経済の生産と交換の自然発生の産物であり、大量の小生産が存在するかぎり、資本主義は不可避的だからである。そこで、レーニンは、つぎのように指摘している。すなわち、「私的な、非国家的な交換のあらゆる発展を、つまり商業の発展、すなわち資本主義の発展——この発展は何百万という小生産者が存在するときには避けられない——を廃止し、まったく閉ざすように試みるか。そのような政策はばかげたことであり、それを試みようとする党の自殺となるであろう」(『食糧税について』一九二一年四月二日)。他方では、また、このような資本主義の不可避的な発展をそのままにして、その自由な発展にまかせることができない。したがって、「もつとも可能な、そしてただ一つの合理的な政策」は、「資本主義の発展を禁止したり閉ざしたりしようなどとは試みないで、これを国家資本主義の軌道に導くようにつとめる」ことであるとし、資本主義を労働者階級国家の制限と監督の下におこうとしたのである。

そして、レーニンは、「理論的にも実践的にも、全問題は、資本主義の不可避な(ある程度までは、またある期間

は) 發展を國家資本主義の軌道にむけ、その諸条件をととのえ、近い将来國家資本主義が社會主義へ轉化するのを保障する正しい方法を發見するにある⁽¹¹⁾としたのである。

つぎに國家資本主義の形態についてみると、レーニンは、「食糧税について」(一九二一年四月二日)の中で、國家資本主義の諸形態として、利権、協同組合、委託、賃貸の四種類をあげている。

主要形態である利権事業についてみると、一九二〇年二月二三日に利権法令が公布され、一九二二年になって利権契約(利権の制限、企業の規模、投資総額と生産高、双方の利益の分配を内容とする)の締結を開始したが、實際の利権供与件数は、一九二一—二年度に一四、一九二二—三年度に三二、一九二三—四年度に三四、一九二四—五年度に二九、一九二五—六年度に二六、總計一三五件であり、申込件数一、七一二件の八%弱にとどまった。残りの申込みは、不適當な条件をかがけていたので拒否された。⁽¹²⁾

このように、ソ連の國家資本主義が發展をみなかった理由として、第一に、ロシアの資本家がこの問題の意義を充分に理解せず、國家資本主義政策に反対し、その實施を妨げたこと、第二に社會主義工業・商業がすみやかに優勢になり、社會主義は自分の力で都市と農村の結びつきを確立することができるようになり、國家資本主義の力を借りる必要がなくなることがあげられるのである。⁽¹³⁾

二、中国の國家資本主義の特性

中国の國家資本主義の方針は、右にみたレーニンとソ連の國家資本主義に関する理論と実践にもとづき、中国の具體的な歴史的、現實的諸条件と結びついて定められたものである。

中国の国家の性質はソ連と一致し、労働者階級が指導し、労働同盟を基礎とする国家である。この中国では、資本主義工商業に対して、それを国家資本主義の軌道に乗せ、国家の制限と監督の下に生産経営を行なったのである。

中国の国家資本主義はソ連の新経済政策初期の国家資本主義と本質上同じであるが、具体的形態および社会主義経済との連繫・協力の方式、作用の上でソ連と異なる。中国の国家資本主義は、社会主義経済と比較的に密接な、一定の形態の連繫・協力を有している。

すなわち、中国の人民民主政権の下における国家資本主義は、人民政府の管理の下に、各種の形態（公私合営・加工・発注・取次販売——次節参照）を用いて、社会主義的国营経済と連繫・協力し、労働者大衆の監督を受ける資本主義経済である。

これは、ソ連が新経済政策初期に実施した国家資本主義に比して、いくつかの特徴をもっている。それは、主としてソ連と中国との歴史的・経済的条件の相違によるものであり、民族資本家と資本主義工商業に対する政策の相違によるものである。以下、相違点をみてみよう。⁽¹⁴⁾

第一に、ソ連が資本主義工商業に対して無償没収の方法をとるのに対して、中国は民族資本主義工商業に対してしだいに改造する政策をとる。それは、ブルジョアジーの所有する生産手段に対して一步一步と買戻しをすすめてゆく政策である。この政策の実施によって、社会主義改造に対するブルジョアジーの抵抗と破壊はある程度まで弱まり、生産手段の所有制の変革の全過程で、生産力が破壊されなかっただけでなく、かえって生産の発展を促進したのである。

ソ連が当時実施した国家資本主義（利権事業、賃貸事業）は、すでに没収され、もしくはその他の国家に帰属する生産手段を、一定の条件の下で資本家に貸与して使用するものである。ソ連の国家資本主義経済は、最終的には社会主義経済に変わるものであるが、利権「契約の断絶は、一挙に、そのまま、すぐに、資本家との経済的同盟あるいは経済的『同居』の事実上の諸関係を断絶する」⁽¹⁵⁾（「食糧税について」）。

しかし、中国では、資本家の私的所有の生産手段を国家資本主義の軌道を通じて、社会主義的所有制にしたいに改造すると同時に、資本家個人に対しても改造をおこなう。

第二に、ソ連が当時国家資本主義を実施した主要な目的は、生産を迅速に回復し、国家に必要な工業品を掌握させ、農民と交換をおこない、国家資本主義の大生産によって小私有者の自然発生的勢力に反対するためである。

レーニンは、つぎのようにのべている。すなわち「国家資本主義を利権事業という形で『植えつける』ことによって、ソヴェト権力は、小生産にたいしては大生産を、立ちおくれた生産にたいしてはすすんだ生産を、手による生産にたいしては機械による生産をつよめ、自分の手中にある大工業の生産物の量（割戻し分）を増し、小ブルジョア的・無政府的な経済関係に対抗して、国家によって規制される経済関係をつよめるのである」⁽¹⁶⁾（「食糧税について」）。このように、ソ連では、国家資本主義の発展を通じて、ソヴェト権力と農民の間の連繫を確立しようとしたのである。このことは、ソヴェト工業が依然極端な破壊、運輸の停滞、燃料の欠乏という当時（一九二一年頃）の状況の下では、全く必要なことであった。

しかし、中国では、社会主義工業が一定の基礎をもち、指導的地位を占めており、国営商業と協同組合商業はすで

に發展をみており、社会主義經濟はすでに自己の力によって農民經濟との連繫を直接確立していた。そして、国家資本主義を通じて、資本主義工商業と農民經濟・手工業の連繫、資本主義商業と工業の連繫を切りはなしたのである。

第三に、ソ連では、当時国家資本主義は実際には發展しなかった。最大の利権事業の工業投資も五百余万ルーブル、また、最大の利権事業の鉱業投資も一千八百万ルーブルにすぎず、全ソ連工業資金の一〇〇分の〇・五を占めるにすぎない。そして、一九二五年当時のソ連の労働者総数は七百余万人であるが、利権事業の労働者は五万人、賃貸企業の労働者は三万五千人にすぎないのである。

中国では、資本主義工商業は一つの輕視できない力であり、國民經濟の中で相當の比重を占めており、数百万の職員・労働者を擁している。それらに対して改造を行なうためには、相當に長い期間が必要であり、したがって、国家資本主義は、中国では重要な意義を有している。

第四に、ソ連は、当時、唯一の社会主義国家であり、技術人員と資金が極端に欠乏していたので、利権事業を採用して外国資本と技術を利用する必要があった。

中国では、ソ連はじめ人民民主主義国の援助があり、ソ連のような形態を必要とせず、公私合營が一つの主要な形態である。それは、資本主義的生産關係を改造し、資本主義的所有制を最終的に改造することに対して重要な意義を有している。

要するに、中国の国家資本主義の特徴は、主として、国家資本主義を資本主義的工商業に対して社会主義的改造を行なう、段取り、方法、必ず通らなければならない過程とすることである。中国のおかれた國際環境と国内の政治経

済上の具体的情況はソ連の当時の情況と異なり、民族資本家の生産手段に対して買戻し政策を實行することは、国家と人民の利益に合致するものであり、社会主義に平和的に移行するのに適していたのである。

その買戻し政策にとって有利な条件には、第一に強固なプロレタリア独裁権力の樹立、第二に強大な社会主義的国营經濟の樹立、第三に強固な労働同盟を基礎とし民族ブルジョアジーも参加する人民民主統一戦線、第四に革命根拠地における工商業政策の経験、第五に社会主義世界体制の形成・発展があげられる。⁽¹⁷⁾これらのうち、第三、四の条件は、第一章ととくにかかわるものである。

そして、中国の国家資本主義においては、それらと社会主義經濟との連繫・協力を強調し、それによってその生産關係を改める。それは、利権事業のような、社会主義と關係のない企業ではなく、若干の、ないしはかなり大きな程度の社会主義的性質を帯びており、公私合営企業は半社会主義的經濟である。

このように、レーニンとソ連の国家資本主義に関する理論と実践は、中国の具体的実践の中で新たな発展をみただである。

ソ連では、中国經濟の特殊性の一つとして、つぎのように評価している。すなわち、「多くのばあいには、国家資本主義は、社会主義的国有化への過渡的な形態として利用される。ソ連邦では、国家資本主義は、たいした発展をしなかった。過渡期の中華人民共和国の經濟の特殊性の一つは、さまざまな形態の国家資本主義が社会主義建設のためにひろく利用され、国家資本主義企業と国家との經濟的なむすびつきと協力が発展し、これら企業がしだいに国家的社会主義的企業に改造されたことである」⁽¹⁸⁾。

第二節 共同綱領の時期

新中国の出発にあたり、「全国人民の大憲章」「建国の綱領」である「中国人民政治協商會議共同綱領」（一九四九年九月二九日）において、民族ブルジョアジーは、労働者、農民、小ブルジョアジーと同様に、その経済的利益と私有財産を保障され、新民主主義の人民経済を發展させ、着実に農業国を工業国にかえてゆく上で、その積極的役割が期待されることとなった（第三条）。そして、「私的資本主義経済」は、基本的経済制度の一つとしてその存在を保証され（第二六条）、また、「およそ国家の経済・人民の福祉に有利な私营経済事業は、人民政府がその経営の積極性を励まし、またその發展を援助する」（第三〇条）とする。⁽¹⁹⁾

右の共同綱領の経済政策の規定にもとづき、国营経済の指導のもとで、国家の経済・人民の福祉に有利な私营企業を奨励・援助するために、一九五〇年二月二九日「私营企業暫行条例」が制定された。同条例第一七条によると、企業の益金から所得税を納め、欠損を補填したうえ、残りの一〇％以上を事業の拡張および欠損にたいする保証にあてるための積立金とする。以上を差引いた残額は最高年八分として出資金および株式にたいする定額配当にあてる。そして、残額を、株主にたいする特別配当および理事・監査役・支配人・工場長などにたいする報酬金に六〇％以上を、安全設備・衛生設備改善のための基金に一五％以上を、従業員の福利基金および職員・労働者に対する奨励金等に一五％以上をあてる。⁽²⁰⁾この規定は、資本家に一定の利潤収入を保障したのであるが、これは、当時国民経済がなお完全に復興していなかったという条件のもとでは、資本家の投資意欲を刺激するのに役立ち、社会の遊資を生産事業

に吸収するのにも役立った。⁽²¹⁾

政治的權利の面からみると、民族資本家と労働者階級の間に選挙資格の差別はない。一九五三年三月一日公布の「中華人民共和国全国人民代表大会および地方各級人民代表大会选举法」第四条が、「年令満一八才以上の中華人民共和国公民は、民族・種族・性別・職業・社会的出身・宗教信仰・教育程度・財産状態・居住期間を問わず、すべて選挙権と被選挙権をもつ。女子は男子と同等の選挙権と被選挙権をもつ」とするところである。民族資本家が労働者階級と平等の選挙資格を与えられることについて、宦郷はつぎのように説明している。すなわち、「わが国は今なお農民階級と都市の小所有者階級が人口の絶対多数を占める国家であり、わが国の指導階級である労働者階級が全国人口中に占める割合はまださして大きくはない。また今日新民主主義社会のなかである程度の役割を果しうる民族資本家階級の全人口中に占める割合は、とりわけ僅かなものである。こうした状況のもとで、もし単に人口の比例だけによって各階級の代表者数を配分するならば、その結果は必ずしも妥当であるとは限らない。こうした形式的なやり方をするとは、労働者階級のわが国における政治的地位ならびに労働者階級の今後の発展の前途からいって、ひじようにふさわしくない。またこういう方法で民族資本家階級の代表者数をきめることもやはり適当ではない」。⁽²²⁾

このようにして、民族資本家は選挙権を有する（これはソ連と全く異なる）のであるが、民族資本は解放前のように先進的な経済構成要素ではなく、すでに立ちおくれた、社会主義経済に対立するものとなった。つまり、それは、国家の経済と人民の生活にとって有利な積極的役割（国营経済の補充的役割、技術者・熟練労働者の養成、国家の蓄積源泉としての利用、経済交流の拡大、就業機会の拡大など）とともに不利な消極的役割（剰余価値実現機構の残存、

無政府性、ブルジョアの利潤追及活動）をもっていたのであり、後者が主要なものとなったのである。

このような積極・消極の両側面をもつ資本主義的工商業にたいして、建国以来、各時期によって重点の違いこそあれ、利用・制限・改造の政策がとられたのである。利用と制限によって資本主義経済をある程度社会主義の建設事業に奉仕させることができるが、資本主義的生産関係をあらためないかぎりには、社会主義経済と資本主義経済の間の矛盾ならびに資本主義経済内部の矛盾を克服することはできない。資本主義的工商業を利用・制限すると同時に、必ず段取りをおって改造しなければならぬ。利用・制限・改造の政策は、有機的なつながりをもつまとまったものである⁽²⁴⁾。つて、究極の目的は社会主義的改造を実現することにある。

資本主義的工商業の社会主義的改造は、二つの段取りをとって進められた。共同綱領が「国家資本と私的資本とが協力する経済は、国家資本主義的性質の経済である。必要で可能な条件のもとでは私的資本が国家資本主義の方向に発展するのを奨励する。たとえば、国营企業のための加工、国家との共同経営、賃借形態による国营企業の経営または国の資源の開発などである」⁽²⁵⁾（第三一条）と規定するように、まず資本主義経済を国家資本主義経済にかえ、そのうちこの国家資本主義経済を社会主義経済にきりかえたのである。つまり、利用・制限・改造の政策は、国家資本主義を通じて社会主義的改造を実現する政策であり、資本家の所有する生産手段に対して一步一步買戻しを実行する政策である⁽²⁶⁾。

ところで、国家資本主義は、過渡期において資本主義的工商業に対して社会主義的改造を進めるための移行形態であり、社会主義との結びつきの程度や社会主義的要素の多寡によって、初級、高級の両形態に分けられる。

初級形態は、資本家の私的経営によるもので、社会主義的国营経済とは契約を結ぶことによって企業の外部で関係を結ぶものであり、工業面で加工・発注・統一買付・一手販売、商業面で取次販売・代理販売がある。⁽²⁷⁾この初級形態は、基本的には資本主義経済であり、企業の資産はいかかわらず資本家の私有財産であるばかりでなく、ひきつづき産業・商業資本として、資本家がそれを直接に生産、流通の領域に投下し循環の過程でそれ自身の価値を増殖するものである。しかし、それはすでに社会主義的国营経済と企業の外部で一定の連繫をもち、その指導のもとにある。

もとよりこの初級形態では、生産の社会性と生産手段の資本主義的私有制との矛盾、直接対立する地位にある労資関係、資本主義的生産の盲目的性質、無政府状態と社会主義経済の計画的・均衡的發展の要求との矛盾が根本的に解決されない。これらの諸矛盾を解決し、生産力的發展を促すためには資本主義的工商業の社会主義的改造をさらに一歩推進し、初級形態から高級形態の国家資本主義へと發展させなければならない。

第三節 第一次五カ年計画と憲法の時期

高級形態は公私合営であり、二つの發展段階がある。一つは個別的企業の公私合営であり、国家が投資し幹部を派遣して資本家と共同で経営する企業である。もう一つは、全業種にわたる公私合営で、一地域、一都市ごとに同一業種全体にわたって公私合営化するものである。

過渡期初期の総路線⁽²⁸⁾、第一次五カ年計画の実施⁽²⁹⁾、初級形態の国家資本主義の広範な發展、個別的企業の公私合営の経験などの諸条件のもとに、一九五四年から公私合営の計画的な拡大がはじまる。一九五四年一月、公私合営工業拡

大計画会議において、「陣地をかため、重点的に拡大し、典型をつくり、準備を強化する」という方針を確定し、同年九月二日、「公私合営工業企業暫行条例」が「国家の経済・人民の福祉に利益をもたらす資本主義工業を公私合営の形態の国家資本主義工業にみちびき、社会主義的改造を一步一步完成するよう奨励し、指導するために」制定された⁽³⁰⁾（第一条）。同条例の主要内容はつぎのようである。

(1) 国家または公私合営企業が投資し、同時に国家が幹部を派遣して、資本家と共同で経営する工業企業は、公私合営工業企業であり、公私合営の実行にあたっては国家の必要・企業改造の可能性および資本家の自発的意志にもとづくこととし（第二条）、企業において社会主義的要素が指導的地位を占め、私的所有の株の合法的権利は保護される（第三条）。

(2) 公私合営の実行にあたって、企業有形財産を評価し、企業の債権・債務を清算し公私の持株を確定し（第五条）、企業財産の評価については公平と合理の原則にもとづき、実際にこれから使用できる財産の年限とそれが企業で果している役割の大小を考慮して協議・評価する（第六条）。

(3) 合営企業は、公の側の指導をうけ、人民政府の業務主管機関が派遣する代表は公の側の代表と責任をもって経営・管理にあたり（第九条）、企業で従来実際に働いていた従業員については、一般的には従来⁽³¹⁾の状況を考慮して適材を適所で使う（第十二条）。

(4) 適切な方式で、労働者代表が経営管理に参加する制度を実施し（第十三条）、賃金制度と福利施設については従来の賃金、福利状況、生産経営状態、国营企業の関係諸規定を参考にして、国营企業なみに改善し（第十四条）、生

産・経営・財務・労働・基本建設・安全衛生などは、人民政府の關係主管機關の規定にしたがつて遂行する（第一五条）。

(5) 一年間の利益金総額から所得税をおさめたのちの残額を、企業積立金、企業奨励金、株主にたいする定額および特別配当金の三つの部分に配分するものとし（「四馬分肥」）、株主にたいする定額および特別配当金と理事・支配人および工場長などにたいする報酬をくわえたものとの合計額は、年間利益金総額の二五％前後を占めることができる（第一七条⁽³¹⁾）。

また、一九五四年九月二〇日公布の「中華人民共和国憲法」は、「中華人民共和国の人民民主主義制度すなわち新民主主義制度はわが国が平和な道をつうじて、搾取と貧困をなくし、繁榮して幸福な社会主義社会を建設できるよう保証している」（序章）とし、「中華人民共和国は、国家機関と社会の力に依拠し、社会主義的工業化と社会主義的改造をつうじて、一步一步搾取制度をなくし、社会主義社会を建設することを保証する」（第四条）と規定する。ここに平和的な社会主義改造の基本方針が確認され、これにもとづき、憲法第一〇条は、生産手段所有制の一つとしてその存在を認められた「資本家的所有制」（第五条）に対する具体的改造の段取りをつぎのように規定する。

「第一〇条 国家は、法律にもとづいて、資本家の生産手段の所有権とその他の資本の所有権を保護する。

国家は、資本主義的工商业にたいしては、利用・制限・改造の政策をとる。国家は、国家の行政機関による管理・国营経済による指導および労働者大衆による監督をつうじて、国の経済・人民の福祉にとって有益な資本主義的工商业の積極的な作用を利用し、国の経済・人民の福祉にとって不利益をもたらすその消極的な作用を制限し、それらを

さまざまなこととなった形態の国家資本主義經濟に転化するよう奨励し指導して、資本家的所有制を、しだいに全人民的な所有制にかえていく。

国家は、資本家が公共の利益をそこない、社会經濟的秩序をみだし、国家の經濟計画を破壊する一切の不法行為を禁止する⁽³²⁾。

右のような「公私合營工業企業暫行条例」「憲法」にもとづき、各地では公私合營工業企業を拡大する具体的計画を立て、迅速に実行に移していったのである。

ここで、個別的公私合營企業の生産関係をみるとつぎの通りである。⁽³³⁾

第一に、所有関係からみると、資本家がもともと所有していた資産は、清算・評価を経て個人の持株になり、国家の投資は政府の持株となる。企業の生産手段は国家と資本家の共同所有になり、企業の生産は國家計画にしたがい社会全体の需要に応じざるをえなくなる。

第二に、労働・経営関係からみると、従来企業のなかで指導的職についていた資本家とその代理人は、政府の任命をうけて企業の管理に参加するが、支配者としての地位を失ない、國家の指導に従う。公私関係にかかわる問題の解決は公私の協議による。労働者階級の労働は、主として國家計画をやりとげるためのものであり、そのうちの一部は國家のために社会主義的利潤をあげるためのものである。そして、かれらは企業の経営・管理に参加し、政府側代表とともに企業の指導的な力となっているため、かなりの程度まで雇用労働者ではなくなっている。

第三に、分配関係からみると、「四馬分肥」の方法により、株主にたいする定額および特別配当金や理事・支配人

・工場長らにたいする賞与は、年間利益金総額の二五%まで出すことができる。資本家の財産は依然資本の性格をもち、資本家のうけとる利益部分は剰余価値であるが、私的資本と国家資金が緊密に結びつき企業の指導権が基本的に国家に属していることから独立の地位を占めなくなる。

以上のような生産関係にある個別的公私合営企業では、社会主義経済構成要素が企業の内部に入り、企業のなかで指導的地位を占めているため、国家は企業の原料調達、製品販売および生産、流通過程全体を統制することができる。したがって、個別的公私合営企業は、半企業の生産、販売をいっそう容易に国家計画の軌道にのせることができる。したがって、⁽³⁴⁾社会主義的性質の経済、「四分の三の社会主義」(レーニン)である。

第四節 社会主義的改造の全面展開の時期

個別的公私合営によって、資本主義的経済関係には大きな変化が生ずる。しかし、生産手段の資本家的所有制がなくなったわけではなく、企業内部ではあいかわらず剰余価値の搾取がおこなわれる。企業利潤は政府持株と個人持株の比率にしたがって分配され、しかも資本家の定額および特別配当金は企業利益の増加とともに増加する。このことは、国家資金の蓄積、労働意欲の上で不利な影響をもたらした。経営・管理の面でも、国家と資本家との間に矛盾があり、公私合営企業と私営企業との間にも矛盾がある。これらの矛盾解決のために、国家は、統一的に各方面に配慮をくわえながら全面的に按配するという方針にもとづき、企業種にわたって生産を按配し、企業の組織替え、合併は、生産手段の資本家的所有制によって妨げられたのである。⁽³⁵⁾

一九五五年の下半期、農業協同化の高まりにつれて、資本主義的工商業の社会主義的改造も新段階に発展した。そして、一九五六年一月には、全国にわたって全業種にわたる公私合営化が進んだのである。

全業種にわたる公私合営化の段取りは、ほぼつぎの通りである。⁽³⁶⁾すなわち、それぞれの業種の企業主がその土地の人民委員会に公私合営化を申請し、認可をうけたのち、従業員の援助と監督のもとに責任をもって企業の財産を調査し、評価する。そして同じ業種の企業のあいだで互いに評議したうえ、政府の許可をえてこれを合営企業の個人株とする。一方、政府の方は各種の專業会社⁽³⁷⁾をつくり、責任をもってその業種の共営化をおしすすめさせ、共営となったのちの生産の再編成をおこなわせる。それまで企業で職をもっていた資本家とその代理人については、政府は本人の政治的自覚、仕事にたいする能力、技術経験などの諸条件を考慮にいれたうえ、それぞれに適当な仕事をわりあてる。資本家の中の積極的な人びとのなかには、拔擢されて專業会社の管理の仕事を一部うけもっているものも多いのである。

右のような段取りですすめられる、全業種にわたる公私合営の後、資本家のもと所有していた生産手段は、国家によって使用され、国家によって統一的に配置されるのである。周恩来は、当時「政治報告」(一九五六・一・三〇)の中でつぎのように指摘している。すなわち、「わが国が資本主義的工商業にたいしてとっている社会主義的改造の方案は、民族工商業者もうけいれることのできるものであります。と申しますのは、資本主義的所有制を処理するにあたって、国家はこれらの工商業者に一定の期間、利息を支払うと同時に、全業種の公私共営化をおこなうなかで、全面的な人事の按配をするからであります。こうすることによって、将来資本主義的所有制が完全になくなったのち

でも、民族工商業者は仕事も生活も十分に保証されることを彼らに知らせたのであります。政治上では、わが国は、民族工商業者に選挙権をあたえているばかりでなく、社会の発展法則に適応してこそ、はじめて自分じしんの運命をその手ににぎることができるのだということを彼らに理解させるため、積極的に思想教育をほどこすとともに、現在の搾取者から明日の勤労者にかわるためにすすんで自己改造をおこなうよう彼らに援助をあたえているのであります⁽³⁸⁾。この周恩来報告の中に持株の確定、利息の確定、人事の処理などを内容とする、政府の資本家に対する政治・経済上の按配が明らかにされているのである。以下にそれらの内容をみていきたい。

持株の確定は、「私営企業の公私合営の実行のさいの財産の清算・評価についてのいくつかの主要問題にかんす規定」(一九五六年二月八日)が明らかにするように、「私営企業が公私合営を実行するときに、公平合理・実事求是(公平かつ合理的で事実にもとづく)の原則にもとづいて、企業の実有財産に対して清算・評価をおこない、個人の持株額を確定する⁽³⁹⁾」ことである。そして同規定は、財産整理におけるいくつかの主要問題の処理を、つぎの一三項目にわたって詳細に規定する。(1)機械・設備 (2)家屋その他の建築物と利用しうる店舗の裝飾設備 (3)企業の使用する鉦物資源 (4)工具、生産経営用の器具 (5)製品 (6)企業の滞貨物資 (7)企業原有の共同積立金 (8)企業資本が支出した職員・労働者の集団福利施設 (9)家屋・店(工場)の分れていない企業における生産経営専用の生産手段と家庭専用の生産手段および両者の区別の困難な財産 (10)公私合営にさいして、移転・合併を要する機械・設備・家屋・土地その他の建築物 (11)「私営企業重估財産調整資本辦法」⁽⁴⁰⁾(一九五〇年十二月二日)による重估結果の比較的合理的な企業 (12)本規定発布前に清算・評価した公私合営企業 (13)企業原有の債務財産関係その他の関連問題。株金の確定の結

果、一九五六年末現在、全国の公私合営企業における個人持株は、合計二四億元（工業が一七億元、商業・飲食業・サービス業が六億元、交通・運輸業が一億元）である。⁽⁴¹⁾

利息の確定は、「公私合営企業における定息方法の実施にかんする規定」（一九五六年二月八日）が定めるように、「企業が公私合営の期間に利益損失にかかわらず利子率にしたがつて四半期毎に私的資本の株主にたいして定額利息を支払うことである」。⁽⁴²⁾そして、その利子率は一分ないし六分とする。⁽⁴³⁾定額利息は、一九五六年一月一日から計算され、国家が毎年支払う定額利息額は、約一億二〇〇萬元、定額利息をうけとる株主は一一四万人をかぞえる。⁽⁴⁴⁾

人事の処理は、「私営工商业・手工業・私営運輸業に対する社会主義的改造における若干の問題に関する指示」（一九五六年七月二八日）の「六、企業改組と人事按配の問題」が規定するように、「私営企業に対して公私合営を実行するときのすべての在職人員を、それぞれの才能におうじて使い適切な配慮をくわえる（量才録用、適当照顧）」という原則にもとづいて按配する」⁽⁴⁵⁾ことである。人事の処理の結果、一九五七年全国で利息をとっている七一万の在職中の私営企業側の人員と一〇万前後の資本家の代理人の仕事が按配されたのである。⁽⁴⁶⁾

そして、全業種にわたる公私合営と定息制度の実施以後、企業の生産関係には大きな変化が生じた。⁽⁴⁷⁾

第一に、所有関係からみると資本家と資本家のもとから有する生産手段はすでに分離する。国家は企業財産を全国的範圍で統一的にふりむけることができ、資本家は占有・使用・処分の権能を永久に喪失する。

第二に、労働・経営管理の関係からみると、專業会社の指導の下に、社会主義的原則にもとづいて経営管理される。資本家は、もはや資本家の資格で職権——財産所有権、経営管理権、人事移動権の三権——を行使することがで

きず、国家から任命された企業の一勤務員という資格で働いているにすぎない。労働者は雇用労働者の地位からぬけ出し、国营企業の労働者と同じように企業管理に参加し、多くの労働者が管理指導幹部に抜擢された。

第三に、分配関係からみると、資本家は一定期間合営企業から「定息方法の実施にかんする規定」にもとづいて定額利息を取得できるのであり、その収入は合営企業の損益とは関係がない。したがって、かれらの資本家という資格はあいかわらず残っている。そして、労働者の創造する価値のうち、ごくわずかな部分が株の利息という形で資本家の所有に移されるのであるから、資本家の労働者に対する搾取は最終的になくなっているとはいえない。

このように、所有、労働・経営管理、分配の諸関係からみるように、全業種にわたる公私合営の実施後、合営企業は基本的には社会主義的国营経済と大した違いがなくなる。しかし、もともと資本主義制度によって形づくられた、企業の分散状態や分布の不合理な状態はすぐには改められず、また、管理制度も新しい所有形態に完全に適応したものでない。こうした状況は、生産力の発展をある程度束縛したため、国家はただちに合営企業に対する経済的再編成の仕事にとりかかった。一九五六年から一九五七年にかけて、公私合営企業の再編成と改革は、「当面の私营工商业と手工业の社会主义的改造におけるいくつかの事項にかんする決定」（一九五六年二月八日）に定めるつぎのような根本精神にもとづいて進められたのである。すなわち、「改組計画において、資本主義工商业の生産技術と管理方法に対して全面的な分析をおこなわなければならない。その中の不合理な部分に対しては、しだいに改革を加えるべきであり、その中の合理的な部分に対しては合営企業および国营企業において充分に運用すべきである。われわれは、資本主義工商业・手工业の生産技術と管理方法のうちの有用なものを民族遺産とみなし、それを保留し、決して分析を

加えずに全面的に否定してはならない⁽⁴⁸⁾」。ここから明らかなように、大部分に手をつけることはせず、ごく一部に調整を加えるという原則によって、公私合営企業の範囲内で進められたのである。一九五八年になると、政治・思想戦線における社会主義革命を経て、全国的な工業生産の大躍進という情勢のもとに、経済的再編成はいっそう大規模に、いっそう深く進められた。このときには、経済的再編成は企業・業種の限界をこえ、国营・公私合営・協同組合経営の枠を破って、統一的に計画・調整された。公私合営企業は国营企業に合併され、賃金制度も基本的に国营企業に統一された。こうした改革を通じて、公私合営企業は、国家がひきつづき資本家側の人員に定額利息を支払うことをのぞけば、基本的には全人民的所有の国营企業となっている⁽⁴⁹⁾。

- (1) 薛暮橋他共著『中国国民経済の社会主義的改造』一八三―四頁、張執一『試論中国人民民主統一戦線』一九五八年一〇三頁以下参照。

- (2) レーニン『国家資本主義論』国民文庫版一一五頁、一一六―七頁。

- (3) ソ連邦科学院経済学研究所『経済学教科書』(改定増補第四版第三分冊、合同出版)五一七―八頁、王達夫「定息制度的優越性」(『政法研究』一九五六年第二期三五頁)、吳承明「我国対資産階級的贖買形式」(『大公報』一九五六年一月一日)、舒燁光『中国社会主義革命和平過渡的飛躍形式』四四頁以下、許維新『我国過渡時期対資本主義工商業的改造和階級斗争』一九五八年四頁。

- (4) レーニン前掲書一七二頁。

- (5) 同右二五〇頁。

- (6) 同右二一五頁。

(7) 同明『過渡時期的国家資本主義』一九五四年二七頁参照。

(8) レーニン前掲書一〇五頁。

(9)(10)(11) 同右一四〇頁、一四一頁。

(12) 同右一四二頁以下。なお、儀我壮一郎『中国の社会主義企業』二二二頁以下参照。

(13) 『中国資本主義の変革過程』上巻二〇一二頁、江副敏生「レーニンの国家資本主義論」(同書下巻一八二頁)参照。

(14) 同明前掲書三二頁以下、儀我壮一郎『現代中国の企業形態』一五四頁以下参照。

(15) レーニン前掲書一四五―六頁。

(16) 同右一四三頁。

(17) 劉少奇「中華人民共和国憲法草案についての報告」(中研編『中華人民共和国憲法』国民文庫)六八頁、同明前掲書一九頁以下、呉伝啓『無産階級專政与和平改造資本主義工商業』一九五七年一六頁以下、薛暮橋他共著前掲書一九七頁以下、舒燁光前掲書七三頁以下、周恩来『政治報告』外文出版社版四二頁、張執一『試論中国人民民主統一戰線』一九五八年一〇八頁以下参照。

(18) ソ連邦科学院經濟学研究所前掲書五二五頁。ドイツ民主共和国では、「半国家経営」が採用されている。すなわち、「一九五六年より企業家の自由意志にもとづく申出によって、資本主義企業に国家が資本参加する方法が実施された。その結果、国家の資本参加をうけ入れた資本主義企業は、『半国家経営』と呼ばれ、内容的には半官半民の企業となった。こうして、これらの企業は従来よりもっと直接的に社会主義建設に参加することになったのである」(上林貞治郎編『ドイツ社会主義の発展過程』二四四頁以下)。なお、林昭『現代ドイツ企業論』二三九頁以下参照。

ソ連および中国の国家資本主義との比較研究の必要とされるところである。

中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

私営企業における利益分配の一例

資本金	1,000万元		
利益金	150万元 (15%)		
法定積立金	10% (利益金の)	15万元	
定額配当	8% (資本金の)	80 "	
		95 "	
利益金	150万元 - 95万元 = 55万元		
二五条の各項分配比率による55万元の分配額、			
(1) 株主配当および役員報酬金	60%	33万元	
(2) 安全・衛生設備改善のための基金	15%	8.25万元	
(3) 労働者・職員の福利基金および奨励金 (労働保険金全額と労働組合費の一部をふくむ)	15%	8.25万元	
(4) その他 (技術改良研究費)		5.5 "	
		55.00万元	
	15万元	80万元	
資本家の分配金 = (法定積立金) + (定額配当) + 33万元 = 128万元			
労働者の分配金 = 8.25 + 8.25 + 5.5 = 22万元			
		150万元	
128万 : 22万元 = 85.3% : 14.7%			

中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

七〇

(19) 『中央人民政府法令彙編』(一九四九—五〇) 一六頁以下。

(20) 同右五三九頁以下。

なお、上図の「私営企業における利益分配の一例」は、幼方直吉「私営企業暫行法令」(「季刊法律学」第一七号七八頁以下)による。

(21) 『中国資本主義の変革過程』上巻一四九頁参照。
(22) 『中央人民政府法令彙編』(一九五三) 一一頁。

なお、第五条は、選挙権・被選挙権の剝奪者として、一、法によってまだ階級階層を改めていない地主階級分子 二、法によって政治的權利を剝奪されている反革命分子 三、その他の法によって政治的權利を奪われているもの 四、精神病患者をあげている。

憲法第八六条は、選挙法第四条とはほぼ同様の規定をおいている。

(23) 官郷「新選挙法の特徴」(「人民中国」一九五三年第三号八頁以下)、吳伝啓前掲書三六頁以下。

下。

(24) 李維漢「中華全國工商業連合会會員代表大会での講演——一九五三年一〇月二八日」(『社会主義への移行』国民文庫) 一二二頁以下、三木毅『中国回復期の経済政策』二〇七頁以下参照。

(25) 『中央人民政府法令彙編』(一九四九—五〇) 二二頁。なお、中国では、「賃借形態による国营企業の経営または国の資源の開発」は発展をみなかった。

(26) 薛暮橋他共著前掲書一九四頁、吳伝啓前掲書二五頁以下、同明前掲書三三頁以下参照。

(27) 工業・商業における国家資本主義の諸形態と各経済構成要素の比重はつぎの通りである。

加工(加工)：契約を結ぶことによって、国营商業(あるいはその他の国营企業や国家机关)が私营工場に原料あるいは半製品を供給し、定められた規格、質、量にもとづいて、定められた期間内に加工をおこなうよう委託するとともに、その製品を国营企業におさめさせ、国营企業が規定にしたがって加工賃を支払うことである。

発注(訂貨)：契約を結ぶことによって、国营商業(あるいはその他の国营企業や国家机关)が私营工場に製品を注文し、私营工場は定められた規格、質、量にもとづいて期限どおりに製品をおさめ、製品の代価をうけとることである。

統一買付(統購)：国家が社会の需要にもとづいて、国家の経済と人民の生活に大きな関係をもつ製品を、国家の指定する国营商業部門を通じて、適正価格で長期間にわたり統一的に買い付けることである。

買付(收購)：国营商業が製品の規格、質および合理的価格にもとづいて、臨時あるいは定期的に私营工場から一定量の製品を買い付けることである。

一手販売(包銷)：国营企業と私营工場が契約を結んで、私营工場がその生産するある種の製品を、定められた規格、質、合理的価格にもとづいて、一定の期間内に全部国营企業に売り渡すことである。

中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

工業企業の生産総額における各経済構成要素の比重の変化
(手工業をふくまず)

	社会主義 的工業	国家資本主義 的工業	そのうち		資本主義的 工業（自家 生産、自家 販売の部 分）
			公私共営	加工・発注	
1949年	34.7	9.5	2.0	7.5	55.8
1950年	45.3	17.8	2.9	14.9	36.9
1951年	45.9	25.4	4.0	21.4	28.7
1952年	56.0	26.9	5.0	21.9	17.1
1953年	57.5	28.5	5.7	22.8	14.0
1954年	62.8	31.9	12.3	19.6	5.3
1955年	67.7	29.3	16.1	13.2	3.0
1956年	67.5	32.5	32.5	—	…
1957年	68.2	31.7	31.7	—	…

中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

卸売商業と小売商業における各経済構成要素の比重の変化

	一、商業企業の商品卸売額				二、商業企業の商品小売額		
	国営 商業	販売・ 購買協 同組合	国家資本 主義と協 同化商業	私営 商業	国営商業 と販売・ 購買協 同組合	国家資本 主義と協 同化商業	私営 商業
1950年	23.2	0.6	0.1	76.1	14.9	0.1	85.0
1951年	33.4	1.0	0.2	65.4	24.4	0.1	75.5
1952年	60.5	2.7	0.5	36.3	42.6	0.2	57.2
1953年	66.3	2.9	0.5	30.3	49.7	0.4	49.9
1954年	83.8	5.5	0.5	10.2	69.0	5.4	25.6
1955年	82.2	12.6	0.8	4.4	67.6	14.6	17.8
1956年	82.0	15.2	2.7	0.1	68.3	27.5	4.2
1957年	71.5	23.8	4.6	0.1	65.7	31.6	2.7

七二

国家資本主義工業	初級形式	資本主義工業	資本家所有
		有收購、統購、包銷、加工、訂貨關係の工業	
	高級形式	公私合營工業	公私共有
		社會主義工業	社會主義所有

取次販売（經銷）：国营商業がじぶんの商品を私營の小売商店に委託して取次販売をさせることである。

代理販売（代銷）：国营商業が供給源の全部あるいは大部分をにぎっている商品を、私營の小売商店に委託して代理販売させることである。（薛暮橋他共著 前掲書二〇二頁以下参照）

これらの国家資本主義の諸形態と所有形態との關係を、工業面について、吳江『中国資本主義經濟改造問題』（一九五八年一八一頁）は上の表によって示している。あわせて本章全体にわたって参照されたい。

（28）李維漢は、「中華全国工商業連合会會員代表大会での講演——一九五三年一月二十八日」において、過渡期の全般の方針についての毛沢東の指示をつぎのようにのべている。

「中華人民共和国の成立から社會主義的改造が基本的に達成されるまで、これが過渡期である。この過渡期における全般の方針と全般的任務は、かなり長い期間に、国の社會主義的工業化をしだいに實現するとともに、農業、手工業、私營工商業にたいする国の社會主義的改造をしだいに實現することである。この全般の方針は、われわれの名稱の活動をしてらす燈台であり、各種の活動はそれをはなれば右翼的または極左的な誤りをおかすであろう」（『社會主義への移行』国

民文庫版一一五—六頁）。

（29）第一次五カ年計画の具体的任務は、「主要な力を重工業の發展に集中し、国の工業化と国防の近代化のための土台をつくり、それに照応させて建設のための人材を養成し、交通運輸事業、輕工業、農業および商業を發展させ、順序をおって、農

中国民族資本の保護育成と社會主義的改造

業と手工業の協同化を促進し、私営工商業にたいする改造をひきつづきおこない、個人経営農業、手工業、私営工商業の機能を正しく發揮させ、国民経済における社会主義要素の比率を堅実に大きくすることを保証し、生産の發展を土台にして、人民の物質的生活および文化的生活の水準をしだいにたかめることを保証する」ことである（同右一二二頁）。

(30)(31) 『中央人民政府法令彙編』（一九五四）六五頁以下、李維漢「關於“公私合營工業企業暫行條例”的說明」（中央工商行政管理局秘書處編『私營工商業的社会主義改造政策法令選編』（下輯）二二六頁以下参照）。

(32) 國務院法制局・中華人民共和國法規彙編編輯委員會編『中華人民共和國法規彙編』第一卷四頁以下。

(33) 薛暮橋他共著前掲書二二六頁以下、張執一前掲書一一七頁以下。

(34) 一九一八年四月二九日「ソヴェト権力の当面の任務について」（レーニン前掲書七六頁）参照。

(35) 薛暮橋他共著前掲書二二九頁参照。

(36) 管大同「資本主義的工業の社会主義的改造」（『人民中国』一九五六年第五期九—一〇頁）参照。

(37) 管大同「專業公司对公私合營企業的經濟工作和政治工作」（『新建設』一九五六年第六期）によると、專業会社の性質および主要任務はつぎの通りである。

まず性質について。(1)專業会社は国家が設立したものであり、われわれの国家は社会主義的類型の国家である。(2)專業会社の所属企業の生産経営に対する指導は、社会主義的原则と国家計画にもとづき、完全に生産を發展し、需要を保証することを指導方針とするものであり、その目的は、国家建設と人民生活の日ましに増大する要求をいっそう充たすためである。(3)專業会社は社会主義的改造の任務を負う。その社会主義的改造の目的とは、わが国において資本主義的所有制を完全に消滅し、ブルジョア分子を自分の力で働いて食べる勤労者に変え、社会主義に平和的に移行することである。

つぎに主要任務について。(1)所属企業の生産と経営を統一的に按配管理し、全業種の生産と経営の計画を定め、国家計画

の完成を保証する。(2)所屬企業に対して経営管理の改革と技術の改革をおこない、しだいに社会主義的経営管理制度を確立し、技術水準を不斷に高め、労働生産性の不斷の増加を保証する。(3)国家計画にもとづいて所屬企業に対して経済改組をおこない、全業種の設備・資金・労働力および技術力量を統一的に調整することに責任を負う。(4)生産経営と改組改革の実践に結びつき、ブルジョア分子に対して思想教育工作をおこなう。

專業会社の組織関係を見ると、專業「会社は局の下部機構であり、局と工場の間部であり、それは局の指示を企業の中に貫徹する責任を負っている」(汪鴻鼎「論工業專業公司的性質和作用」「新建設」一九五七年第二期一三頁)。

(38) 周恩来『政治報告』外文出版社三九頁。

(39) 『中華人民共和國法規彙編』第三卷二八四頁以下。

(40) 『私營工商業的社会主义改造政策法令選編』上輯一〇六頁以下。

(41) 薛暮橋他共著前掲書二二三頁参照。

(42) 『中華人民共和國法規編』第三卷二八二頁。なお、「做好定息和財産清理工作」(「人民日報」一九五六年二月一二日)参照。

(43) 一九五六年七月二八日「關於私營工商業、手工業、私營運輸業社会主义改造中若干問題的指示」(『中華人民共和國法規編』第四卷三五五頁以下)で、五分に統一される。

(44)(46) 薛暮橋他共著前掲書二三四頁参照。

(45) 『中華人民共和國法規彙編』第四卷三六一頁参照。

(47) 張執一前掲書一一八頁以下、吳江前掲書二五九頁以下、三四九頁以下、中央政法幹部學校民法教研室編著『中華人民共和國民法基本問題』一九五八年一二二頁、許滌新「資本主義的工商業改造のあらたな段階」(「人民中国」一九五六年第三期七中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

頁) 参照。

(48) 『中華人民共和国法規彙編』第三卷二七六頁。なお、「不要輕易改變原有的生產和經營制度」(『人民日報』一九五六年二月

一日) 参照。

(49) 薛暮橋他共著前掲書二二九頁参照。

第三章 社会主義的改造の全面展開と工商界、政法学界の論争

前章にみた資本主義的工商業に対する利用・制限・改造の政策は、スムーズに実行されたのではない。民族資本家は、その階級的本性によって、資本主義の発展を強く要求し、社会主義の道に反対する反動性をもつ。かれらは、経済機構や国家機関で手にいれた地位を通じて指導権を奪い、ひきつづき人民民主政權、プロレタリアートと対決しようとしたのである。毛沢東は、解放前、すでに、中共七期中央委員会第二回總會(一九四九年三月五日)において、「私的資本主義にたいして制限政策をとれば、どうしても、ブルジョアジー、とくに、私的企業のうちの大企業主、すなわち、大資本家から、さまざまな程度とさまざまな形で反抗をうけることになる。制限と反制限は、新民主主義の国家における階級闘争の主要な形態となるであろう」と指摘していたところである。また、資本主義的工商業の社会主義的改造は、企業改造と人間改造を結合して進められたため、長期にわたってくりかえし行なわれる階級闘争の過程でもあった。⁽²⁾

歴史的にみて、その主要な階級闘争としては、一九五〇年春の市場物価の安定、資本家の投機反対、一九五一年末

からの「三反」(汚職、浪費、官僚主義反対)、それにひきつづく「五反」(贈賄、脱税盗税、国家資材の横領、加工や原料のごまかし、国家経済情報の窃取反対)の運動、一九五四年の全面的公私合営化に抵抗する資本家との闘争、一九五六年からすすめられる全業種にわたる公私合営化の過程における反右派闘争があげられる。

それらは、中国、日本の論著および訪中記録³⁾のなかでふれられているところであるが、ここでは、社会主義的改造の全面展開期において、工商界右派分子の政治的・経済的主張に対してどのような反駁がなされたか、また、政法学界においてなされた、全業種にわたる公私合営後の民族資本家の生産手段所有権に関する議論を検討していきたい。

工商界、政法学界における議論の検討にはいる前に、当時の歴史的背景を概観しておく、国外では、一九五六年二月、ソ連共産党二〇回大会においてスターリンの個人崇拜批判、社会主義的適法性(ザコンノスチ)の再建、平和的移行の可能性などを内容とする決定が出され、同年一〇月にはハンガリー事件があった。国内では、一九五六年九月、中共八大会が開かれ、政法面では法典の完備、法制の強化が確認され、同年末には農業・手工業・資本主義的工商業の社会主義的改造(三大改造)が基本的に達成された。このような国内外の状況のもとに、百花齊放・百家争鳴の方針がとられたのであるが、ここを好機とばかりに右派分子はプロレタリアート独裁、社会主義建設、中共の指導に反対したのである。

第一節 工商界の反右派闘争

章乃器(当時、中華全国工商業連合会副主任委員、中国民主建国会中央常務委員会副主任委員)や李康年(当時、

中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

上海工商業者公私合營鴻興織造廠董事長、中国鐘表廠總經理、萃衆織造廠經理）らの工商界右派分子の政治的・経済的主張は、第一に、民族ブルジョアジーの二面性、第二に、買戻し政策に関するものであり、この二つは密接に関連するものである。

まず、民族ブルジョアジーの二面性についての主張であるが、それは以下の五点にまとめられるであろう。⁽⁴⁾

(1) 資本家側の積極性の向上、發揮にとって、官僚主義は資本主義よりも危険な敵である。資本主義は復活不可能であるが、官僚主義は時々刻々と人々の思想の中で復活する。もし社会主義企業に官僚主義が加わるなら、その能率は資本主義企業より低下する。社会主義にとって有益なものを資本主義から吸収しなければならない。

(2) 公私合營企業のなかのいくつかの関連する問題については、公私が共同で仕事をするという関係が主である。階級が基本的に消滅したのであるから、階級関係は残余である。工作関係では政府側と資本家側、党と非党を分けるべきでなく、職責と分担にしたがって仕事をするべきである。もしそれらを分けるなら、工作はいつまでもうまくいかない。資本家側が非常に進歩的で、政府側・職員・労働者との関係がうまくいっている場合は、階級関係を強調できない。

(3) 搾取という文字にもとづいていえば、被搾取者はひどく苦痛である。しかし、ブルジョアジーと労働者階級の間、当面の矛盾は、対抗性を具有しない。このようにいつてもまだ充分でなく、定額利息は搾取ではなく不労所得であるといつてはじめて、工商業者はなごやかな気分になれる。

(4) 五反と全業種にわたる合營の高潮を通じて、工商業者は生産手段を引き渡した。もし教条主義的に二面性を強調

するなら、それは工商業者の自己改造の信念に対して大きな影響がある。どの階級、どの人にも二面性があり、労働者階級にもあり、積極、消極の両面の比重の大小の違いにすぎず、それは先進と落後の問題である。

(5) 教条主義者は、資本家の改造を階級の本質、階級の本能の改変であると言い張るが、それでは新しい国家が成立して八年になる今日なお「換骨奪胎」と大さわぎせざるをえない。もし今日の中国民族資本家の階級的特性だけが、「死に至って止む」ものであり、「換骨奪胎」しなければならないというなら、それは民族資本家が資本主義国家の資本家や旧中国の資本家に及ばないということに等しく、また、教育改造工作は逆に人を改悪してしまったことになる。これは、きわめて危険な消滅主義であり、教育改造工作を神秘化することになり、人々が改造をうけることの障害になる。

つぎに、買戻し政策についての主張を、以下の二点からみておきたい。⁽⁵⁾

(1) 私営企業暫行条例および公私合営工業企業暫行条例が、いずれも買戻しであるということには根拠がない。社会主義的改造は一九五五年から開始したのであり、それ以前の時期はせいぜい準備期である。すなわち、開国の初めは、生産増強・経済繁栄・公私兼顧・労資両利の時期であり、共同綱領はブルジョアジーの経済利益およびその私有財産を保護し、そこには買戻しの文句はない。

(2) 政府が工商企業改造贖買（存单工商企業改造買戻し領金証書）二二億元を発行し、株式ないし共同協約書を回収して資本家と企業の関係をきりはなす。存单（領金証書）は、毎年四回、毎季期限ごとに二千七百五〇萬元、一九五六、七年の二年間に発給した二億二千萬元をのぞいて、資本家に一九億八千万元だけ発給し、残りの二億二千万元

は、資本家の代理人、理事・監事および配慮を要するブルジョア分子に対して支給する報酬ないし慰労金とし、もしさらに余額があれば全国工商連に付託し、資本家の生活援助基金とする。このようにして、公私合営企業は国营に改造され、ブルジョアジーはその帽子を取り去り、社会主義的勤労者になることができる。

右のような右派分子の主張に対して、中共によって指導される知識界・工商界主流の批判するところとなる。⁽⁶⁾

まず、民族ブルジョアジーの二面性の主張に対して、たとえば、経済学者の蘇星は、つぎのように批判する。

右派分子の主張は、労働者と資本家の間に階級闘争が存在し、ブルジョアジーがなおも二面性を有し、ブルジョア分子は「換骨奪胎」を経ないでは、かれらの営利一点ばりの本質をかせ、社会主義労働者になることができないというのを暴露したものである。これらの議論は、教条主義反対の帽子をかぶっているが、実際にはかれらが修正主義を用いて、マルクス・レーニン主義を攻撃し、ブルジョア思想によってプロレタリア思想に反対するものである。したがって、もしもこれらの人々の意見によるならば、社会主義事業に対してだけでなく、ブルジョア分子自身にとっても不利である。それは、かれらを社会主義の大道からはなれさせるからである。

つぎに、買戻し政策についての主張に対して、同じく蘇星は以下のように批判する。

すなわち、一九四九年に社会主義革命の段階に入ったのであり、この段階の歴史的任務は生産手段私有制を生産手段公有制にかえることである。買戻し政策と資本主義に対する利用・制限・改造の政策をきりはなすことはできない。共同綱領において、公私兼顧・労資両利の政策を規定しており、私的資本主義が国家資本主義の方向へ発展するときに買戻し政策開始のときである。したがって、中国においては、資本家から生産手段を買戻すことは、国家がほ

かに費用を支払う必要はなく、社会主義的改造の過程において、資本家が一部の労働者階級の創造する剰余価値を買戻し金としてひきつづき搾取することを認められる。この部分の剰余価値は、合理的利潤、「四馬分肥」、定息の諸形式をとる。

また、国家が二億元の贖買存単（買戻し領金証書）を資本家に発給しさえすれば改造が完成することになるから、贖買存単の形式によって、定息が搾取関係であるということを否定しようとするものである。贖買存単は一種の有価証券であり、逐年現金化する。すなわち、毎年、労働者階級の労働成果を無償で一部分を資本家に与えるのであり、ひきつづき搾取をおこなう権利証書である。したがって、定額利息を贖買存単にかえても、搾取を否定できず社会主義的改造の完成にはならない。

以上のような工商界における反右派闘争は、政治・思想面における階級闘争であり、民族ブルジョアジーにとつてきわめて深刻な教育であった。そして反右派闘争の勝利にひきつづく整風運動を通じて、ブルジョアジーのうちの大多数のものは、自分自身の二面性を認め、政治・思想面での社会主義的改造をうけいれる必要を認めざるをえなかった。かれらは、短期講習会・業余政治学校その他の形式を通じて、中国の条件のもとでは、根本的な改革を経て、社会主義的な、自分自身の労働によって生活できる勤労人民になることが、唯一の活路であるという現実を認識したのである。⁽⁷⁾

第二節 全業種にわたる公私合営と民族資本家の生産手段所有権

政法学界では、国民党旧法の新中国への継承可能性をめぐる問題を中心に種々の点で論争がなされたが、全業種にわたる公私合営後の民族資本家の生産手段所有権に関する論争もその一つである。この論争は、当時の法典化の動向、すなわち、草案の準備過程にあった民法典の中に、資本家の生産手段所有権を規定する必要があるか否かという実践的問題にいかに対処するかにかかわる。そして、これを理論的にいかに説明するかをめぐって、大きくは、資本主義的工商業の全業種にわたる公私合営後、資本家の生産手段所有権が質的变化をきたし存在しなくなったとみなす見解（以下、「喪失説」とする）とその所有権が依然存在するとみなす見解（以下、「存在説」とする）との対立となつて展開したのである。そして、この議論は、資本主義的工商業の改造政策をいかに理解し実施するかという点で、また、民法典の研究、起草作業の点でも重要な意味をもつものであった。

議論は、大きくは、「存在説」から「喪失説」へと展開したのであり、まず「存在説」からみていきたい。

一 「存在説」

基本的に「存在説」に属するものとして、丁毅之・卓萍「对全行業公私合営以后資本家生産資料所有權問題的商榷」⁽⁹⁾、張敬「如何正确地認識全行業公私合営后的資本家生産資料和其他資本所有權」⁽¹⁰⁾、万山「關於全行業公私合営后資本家生産資料所有權問題」⁽¹¹⁾などの諸論文があげられる。

まず、丁毅之・卓萍の論旨を、第一点、資本家の生産手段所有権の全業種にわたる公私合営後の法律関係における

変化、第二点、「喪失説」批判の二点から検討しておきたい。

第一点について。

全国的範囲で迅速に発展している全業種にわたる公私合営は、国家資本主義のいかなる諸形態にも優越する高級形態であり、国家資本主義経済に急速に移行する過程における重要な段階である。ここでは、企業の生産関係が深刻な重大変化をきたし、実質上社会主義国家の企業に転化している。全業種にわたる公私合営を実行し、資産の清算・評価、持株・利息の確定の後には、資本家のもと所有していた生産手段所有権は、法律関係の側面では根本的な性質変化をきたしている。資本家の生産手段は、国家の手に掌握されるので、もはや資本家によって直接占有・使用・処分されない。

占有権の側面では、企業において国家が国民経済計画の要求にもとづいて完全にその生産手段を支配・配置することになり、そのことが占有権における根本的な性質変化を示す。使用権の側面では、資本家はその生産手段を運用して生産を行ないえなくなり、生産手段に対する変更・交換は、国家経済機関が直接決定する。それゆえに、資本家は生産手段に対する使用権を基本的に喪失する。最も基本的な権能である処分権の側面では、資本家のもと所有していた生産手段に対して処分しえなくなり、財産の処分権能は完全に国家に帰属する。

要するに、全業種にわたる公私合営後、資本家の生産手段所有権は、生産手段に対する占有・使用・処分の諸側面には表現されなくなり、定息の側面に表現されうるだけである。「公私合営企業における定息方法の実施にかんする規定」によって、国家は私的持株の一定期間における定額利息を保持する。資本家に対して固定利息を支払うこと

は、資本主義的所有制がまだ完全に一掃されていないからであり、定息の存在は資本主義的所有制の一定程度の存在
Ⅱ労働者階級が創造する剰余価値に対する資本家の一定（きわめて小さな程度）の搾取の存在を示す。したがって、
資産の評価後の持株額にもとづいて資本家に支払われる固定利息は搾取的性質の収入であるが、私有制が存在する間
は国家は資本家がこれらの収入を取得することを認めるのである。それは合法的収入でもあり、資本家はこの収入を
占有・使用・処分することを認められる。

当面の段階では、資本主義的私有制はきわめて大きな制限をうけ生産手段の占有・使用・処分の上で完全に国家の
手に掌握されているが、私有制は異なる形態をとって一定限度において存在する。それゆえに、全業種にわたる公私
合営後、生産手段所有権が根本的性質の変化をきたしているからといって、当面の私有制が存在しなくなったとはみ
なせない。

第二点について。

全業種にわたる公私合営後、資本家の生産手段所有権が存在しないとする見解は、企業において資本家が一定期
間、固定利息を取得するという事実と、社会主義的改造の困難な任務を一步進めて実現することの必要性を忘れてい
る。そのような認識では、思想上の錯覚を引きおこし、資本主義的工商業に対する社会主義的改造工作が完成してい
るとみなすことになり、改造をゆるめたり改造を加えなくてもよいことになる。実際には、そのことは、資本主義的
工商業を二段階に分けて実行する社会主義的改造政策に違反し、「いま全国にわたってくりひろげられている私営工
商業の社会主義的改造の高まりは、さらに徹底した改造の序の口にすぎない⁽¹²⁾」という精神に合致しない。もしもこの

点を認識しないなら、必ずや政策遂行において「左」の誤りを犯すことになる。

以上が丁毅之・卓萍の論旨である。

つぎに、張敬の論旨を、丁毅之・卓萍の論旨と同様に、二点からみておきたい。

第一点について。

全業種にわたる公私合営は、国家の資本主義的工商業の改造に対する新しい形態であり、このような形態を通じて国家の資本主義的工商業に対す全面計画、統一按配の方針を貫徹できる。そして、全業種にわたる公私合営後、資本家の生産手段とその他の資本の所有権は、つぎのような特徴を具有する。

(1) 人と物は分離し、国家は全国的範圍で全業種の人力・物力・財力を統一的に按配する。

(2) 持株・利息の確定は、資本家の生産手段とその他の資本の所有権の唯一の内容である。

(3) 資本家の生産手段とその他の資本の所有権の内容は、資本に対する占有・使用・処分から定息を受け取ることに転化している。それゆえに、資本家は定息を受け取るという点でなおも資本家の身分を保持している以外は、企業の中でそれぞれの才能に応じて使われ適切な配慮を加えられるという側面で、企業の労働者・職員の身分を得る。

資本家が、全業種にわたる公私合営において、その生産手段とその他の資本に対する占有・使用・処分の権能を永久に喪失すること、国家が資本家に所有権をもつことを認めることは矛盾しない。通常の状態のもとでは、占有・使用・処分等の権能がときには所有者をはなれるとしても所有権の存在に影響せず、この三種の権能が所有権の唯一の屬性ではない。同時に全業種にわたる公私合営の状況のもとでは、法律は、資本家が公私共有財産に対して占有

・使用・処分の権能を喪失していることを規定する。これは、国家が資本主義的經濟要素と社会主義建設事業の矛盾を解決するためであり、「買戻し」政策のとする具体的やり方を貫徹するためである。すなわち、国家が私的所有と社会的生産の矛盾を解決するために、資本家の占有・使用・処分の権能を持株の確定にもついで定息を受け取る権能に転化するというのである。それは、平和的改造政策を実現するために、所有権を根本的に取消すのではなく、所有権の内容を変更するにすぎない。もし矛盾があるとするとするなら、所有権が元来財産關係を調整するために奉仕するものであることを忘れ、所有権制度を硬直化することになる。資本家的所有制が全人民的所有制に転化する以前には、改造を進め實際的問題を解決することに便利であるように、所有権の法律形態を創造的に運用し、所有権の内容を適切にあらためるのである。そのことは、法律が所有権制度を認める根本精神と何ら矛盾しない。

第二点について。

「喪失説」は占有・使用・処分が所有権の魂であり、資本家が生産手段とその他の資本に対する占有・使用・処分の権能を喪失する以上、所有権は当然に存在の余地がないとする。これは、所有権という法律形態を機械的に理解し、法律制度を經濟からきりはなして抽象的に考察するものである。「買戻し」の方法を用いて資本家的所有制を処理しているのに、所有権の占有・使用・処分の権能が定息の形態に転化しえないとするなら、それは形式論理的思考方法、単純な法律観点である。法律が、資本家的所有権を認めることと国家的所有権ないし個人的生活手段所有権を認めることは同様のことではない。資本家が生産手段とその他の資本に対して所有権をもつことを認めることは、資本家がしばらくの間これらのものにもついで一定程度の搾取を行ないうることを許すものであるが、その他の所

有権を認めてもその中にこのような要素は存在しない。資本家の側からみるならば、資本家が生産手段とその他の資本を占有・使用・処分する目的は、利潤追及にはかならない。それは、国家が生産手段を占有・使用・処分すること、および個人が生活手段を占有・使用・処分することは全く異なる。そのために、資本家の生産手段とその他の資本に対する占有・使用・処分の権能を取消したとしても、資本家がこのような資本にもとづき一定の利潤を獲得し、一定の搾取を行なうことを許しているかぎりには、資本家の所有権がまだ喪失していないと考えざるをえない。

一定期間、資本家の所有権が依然存在するのであるが、資本家の所有権の消滅は社会発展の必然的趨勢であり、資本家が所有権の権能を喪失した後は、時期の問題にすぎず、決して長期にわたって存在しえない。もしも全業種にわたる公私合営後、資本家の所有権がただちに消滅するとするなら、国家の資本主義的工商業に対する社会主義的改造がすでに完成し、資本家の所有制とブルジョアジーはすでに消滅したことになり、また、利用・制限・改造の政策はすでに歴史的使命を完成し、憲法第一〇条の規定もその意義を失なってしまう。しかし、全業種にわたる公私合営後、定息方法の実施にかんする規定によって資本家の所有制を処理することは、資本家の所有権がなお存在することを説明する。たとえブルジョアジーが大きな分化をきたしたとしても、一個の階級としていえばまだ消滅していない。

公私合営企業が基本的に国営企業と同じであるといっても、それは合営企業のなかに資本主義的要素がいささかも存在しないことと同じではない。合営企業の財産が依然公私共有に属することになり、合営企業はなおも国家資本主義の高級形態であり、全人民的所有制の国営企業とは異なる。

資本家が定息を受け取ることは、当然ながら一種の搾取である。そして、この搾取は、生産手段もしくはその他の資本にもとづいて他人の労働成果を取得することである。もし資本家が所有権をもたなくなり、生産手段とその他の資本をもたなくなったとするなら、資本家は搾取しやうがなくなる。

以上が張敬の論旨である。

さらに、「存在説」の第三は万山の論文であるが、それは右の丁毅之・卓萍、張敬の両論文を批判しながら自己の見解を示している。万山は、第一点、全業種にわたる公私合営企業の本質把握、第二点、所有権の三権能の分析、第三点、定息停止以前の資本家所有権の内容などの諸点で、両論文と異なる考え方をとっている。以下、その論旨をみていきたい。

第一点について。

全業種の公私合営企業にはなお資本家的所有制が存在するので、それを国営企業と同一視できない。もし同一視するなら、全業種の公私合営企業が国営企業に転化する準備段階にあるという実際的狀況に合致しない。また、資本家的所有制の全人民的所有制への漸次的移行の段取りを無視することになるのでひきつづき改造を行なう必要があるにもかかわらず、樂觀気分を醸成することになる。さらに、全業種の公私合営企業の中に、資本家的所有制・公私関係が存在する事実を軽視するがために、工作において資本家側の狀況を配慮しない傾向におちいりやすい。

第二点について。

全業種にわたる公私合営後、資本家的所有制は完全には消滅せず、その占有・使用・処分の権能は異なる法律關係

に表現される。

まず、国家と資本家の共同所有に転化しているので、資本家はなお部分的占有権を保有し、私的資本の持株額は實際上資本家の企業占有に対する表現形態である。全業種の公私合営企業の法律関係において社会主義的要素が指導的地位にあり、企業の生産は国家計画にもとづいて進められるのであり（「公私合営工業企業暫行条例」第三、四条）、資本家が企業を直接支配できないのは、生産手段の占有権を失ったからではなく、資本家が自己の企業を全業種の公私合営に参加させた後に生ずる法律事実の結果である。全業種の公私合営に参加する私的資本の株主は、企業所有者の構成員であり、企業に対して部分的所有権を有し、それゆえ占有権も存在する。

つぎに、資本家の申請にもとづいて、生産手段の使用権を引き渡し、国家の専門経済機関（専業会社）によって使用する（「公私合営工業企業暫行条例」第十五条）という事実自体、資本家はその生産手段に対して使用権を行使することの表現である。

さらに、資本家がそのすべての生産手段を全業種の公私合営企業に参加させ、国家の統一的指導のもとに全業種を一個の企業単位に改組し、国家が統一的に生産経営し、人力・物力を統一的に配置し、統一的に利益の計算を行なうことを望むということは生産手段に対して処分を行なうことの具体的表現である。投資および経済改組、生産経営等の重大問題に対し公私双方の代表の協議にもとづいて処理する方式も処分権の一種の形態、もしくは不完全な処分権である。もしも財産処分権が国家に完全に属するとしたら、私的資本の株主と協議する必要はなく、かれらに定息を与える必要もない。したがって、処分権は基本的に国家に属するが、資本家はなお不完全な処分権をもつ。

要するに、企業種にわたる公私合営を実行して後、資本家の所有制はなお完全には消滅せず、その占有・使用・処分等の権能は異なる法律關係に表現される。定息を停止し、全業種の公私合営企業が国营企業に転化したときに、資本家の所有制は完全に消滅し、それにつれて占有・使用・処分の権能も完全に消滅する。

第三点について。

所有権の内容を、所有権にもとづいて派生する定息と区別する必要がある。資本家所有権の内容は、占有・使用・処分である。持株・利息の確定は、この所有権の一つの（唯一ではない）表現形態であり、所有権から派生するものである。そして、それは、一定の歴史的條件のもとの産物である。「四馬分肥」は資本家の所有権の派生物であり、定息は資本家が労働者を擄取した剰余価値の一種の形態であって所有権そのものではない。

以上が万山の論旨である。⁽¹³⁾

二「喪失説」

右の「存在説」に対して、全業種にわたる公私合営後、資本家の生産手段所有権が喪失したとみる「喪失説」が批判するのである。この「喪失説」には、芮沐・祐周「關於全行業公私合営后資本家生産資料所有権的討論」、曹杰「關於“定息”在法律上的性質問題的意見」⁽¹⁵⁾などの諸論文がある。

まず、芮沐・祐周は、所有制と所有権の区別、資本家の生産手段所有権の概念についてふれたのちに、全業種にわたる公私合営後、資本家の権利と権能は持株額の問題に表現する、として資本家所有権とその権能の關係、定息の法律的性質を論じている。以下にその論旨をみていきたい。

全業種にわたる公私合営後、企業は合併改組され（たとえすべて合併されず依然分散経営していても、社会主義的所有制の統一的基础の上での分散経営になっている）、資本家財産は貨幣額に転化しており、また、貨幣額は利子生み資本ではなく定息を通じて返還される貨幣見積額である。定息が支払完了になれば、持株額の貨幣額も清算される。

持株額は実体財産を代表しえず、旧価値の計算額にすぎず期を分けて利息を受け取る計算額であるという点にもとづいてみるならば、資本家の持株額に対する権利は、請求権関係にはかならず、所有権関係ではありえない。というのは貨幣額が支払われる前はつねに国家の手に掌握されているからである。資本家財産から転化する貨幣額は「股票（株券）」ないし領息憑証（定息の取得権をあらわす証書）の形態をとり、事実上物化している。それゆえに資本家は「股票」ないし領息憑証に対して所有権を有する。そしてその所有権にもとづくと、その権能は定息を受け取る権利として表現される。「股票」ないし領息憑証は相続されるが、資本家はその他の権能をもはやもたない。

資本家所有権の内容は、「股票」上の所有権および「股票」にもとづく定息に対する支払請求権として残るだけである。法律形式上、定息を受け取る権利を資本家の「股票」所有権に対する一種の権能であるとみなしてもよい。しかし、それは、資本家の生産手段所有権に対する一種の権能ではなく、定息は資本家所有権そのものではない。というのは、資本家がなおも占有するいかなる具体的財産も存在しないからである。まして定息停止前には、資本家は「公私合営企業における定息方法の実施にかんする規定」にもとづいて、定息に対する支払い請求権を有するだけである。法律上、定息に対する支払請求権が存在するとはいえない。一九五六年から定息期間は七年と規定され、資本家は七年間持株額の多寡にもとづいて定息支払いを請求する権利を有する。小型工商業者で定息を放棄することを希

望する者は放棄することもできる。定息の受け取り後については、定息所得は資本家の個人的収入になり、自由に処理でき、その他の公民の個人財産と同様に法律の保護をうけ、たとえその来源が搾取にあるとしても、法律上資本家の合法的財産である。

以上が芮沐・祐周の論旨である。

つぎに「喪失説」の第二は曹杰の論文であるが、その論旨は以下の通りである。

持株額および領息憑証の法律的性質は、所有権の範疇には属さず、一種の特定の権利であり、請求権を行使する点では債権の範疇に近い。「私営企業の公私合営の実行のさいの資産の清算・評価についてのいくつかの主要問題にかんする規定」「公私合営企業における定息方法の実施にかんする規定」にもとづいて、資本家の持株額を確定し利息を計算するが、「私的資本の持株額」は所有権ではない。この二つの法規の精神から理解するならば資本家は企業の具体的財産（生産手段）に対して、いささかの所有権の根拠を保留しているとみることができない。家庭専用に属する生活手段は、もとの所有者の所有に属する。資産の清算・評価後、持株額確定の一般的なやり方はつぎの通りである。すなわち、資本家に対しては、財産の清算・評価、持株額の確定の後には、「領息憑証」を発給して資本家の姓名と持株額を記名し、また「貨幣として市場で流通したり、私的債務の抵当の用にしてはならない」と記載し、さらに新しい股票は発行しない。このことから明らかなように、持株額の査定された貨幣額はつねに国家の手に掌握され、資本家はこの貨幣額に対して占有・使用・処分のかなる権能もたず、「定息」に対する支払い請求権のみが、実質上貨幣額の持株額および利息受領の証書を体现する。しかし、いずれも定息の支払いを請求する証書にすぎず、

所有權の性質を具有しない。この定息上の權利の性質は、法律が直接規定する、搾取的性質を具有する一種の特別の財産權である。社會主義民法の理論原則によれば、財産權の發生の根拠は、契約その他の法律行為に限定されず、國家の國民經濟計畫法令・調整法令およびその他の行政法令もみな權利發生の根拠である。「定息」上の權利の來源は、「公私合營企業における定息方法の実施にかんする規定」を根拠とする。

要するに、この問題を研究するには、個人的所有權の側面から着眼する必要はなく、定息の法律的性質は、現段階では特別の法令にもとづいて資本家に一種の特定の權利を賦与することであるとみなしてよいが、實質的には労働者階級が資本家に改造を受け入れさせるために支払う代金であり、資本家の労働者に対する搾取でもある。⁽¹⁶⁾

三、若干の考察

全業種にわたる公私合營後の資本家の生産手段所有權をめぐる議論は、各説内部の論争を含みながら、「存在説」「喪失説」の両説の基本的対立となつて展開したのである。ただし、そこには工商界右派分子の主張のようなものはみられない。

主要な論点をみると、第一に、全業種の公私合營企業の本質把握と資本家の生産手段所有權の関連の問題を基本として、第二に、買戻し政策と憲法・公私合營工業企業暫行条例の関連規定との関係の問題、第三に、定息の法律的性質の問題という三つの論点に整理されるであろう。

まず第一点からみていきたい。

丁毅之・卓萍、張敬の兩論文は、全業種の公私合營企業を實質上社會主義國家の企業であるとする認識に立ちなが

らも、定息の存在は資本家の所有制の残余であることを理由に、ひきつづく企業改造、資本家の生産手段所有権の法律関係における変化を分析して、定息はこの所有権の表現形態ないし転化形態であるとする。いわば間接的に資本家の生産手段所有権の存在を認めようとするものである。

それに対して万山は、全業種の公私合営企業を国营企業と同一視することに反対し、資本家の生産手段所有権の三権能が異なる法律関係において残存するとし、部分的所有権の存在を認めるものである。したがって、積極的に、資本家の生産手段所有権の存在を主張するものである。

以上の「存在説」に対して、芮沐・祐周は、全業種にわたる公私合営後には、企業の内部は社会主義的生産関係であり、合営企業は基本的に国营企業であるとし、⁽¹⁷⁾この限りでは丁毅之・卓萍、張敬と同様の理解に立つ。しかし、芮沐・祐周が、「存在説」の三論文を批判してのべるように、それらは、主として所有権の権能の側面から着眼することにより資本家所有権の実質を衡量し、権能の大小・変動と資本家の生産手段の上に所有権が依然「存在する」事実との間の矛盾を説明し解決しようとするが、所有権と所有権の内容変化を規定するものは基本的な階級関係であるから、生産手段所有制をはなれて所有権の権能の変化を論ずるならば本末転倒である。⁽¹⁸⁾

前章でみたように、全業種にわたる公私合営と定息制度の実施以来、企業の生産関係は重大な変化をきたしており、資本家の生産手段所有権は消滅し、このような財産は国家的所有に転化しているのである。法律理論からいえば、資本家が全業種にわたる公私合営に参加し、国家が公平かつ合理的で事実にもとづくという原則によって、資本家の企業財産に対して清算・評価をなし、個人の持株額を確定し、定息受領書を発行することは、企業の財産所有権が資

本家から国家に移転したことの法律的事実である。⁽¹⁹⁾

つぎに、第二点であるが、第一点における考察から明らかなように、「存在説」のように公私合営工業企業暫行条例や憲法の規定を根拠に資本家の生産手段所有権の存在を認めることは実際の状況に合致しない。憲法第一〇条は、資本家の生産手段所有権の基本目的を規定するが、それは、資本家にその改造過程において生産経営の積極性をいっそう發揮させ、資本主義經濟の国家の經濟・人民の福祉にとって有利な積極的側面の作用を發揮させることにあり、資本家の生産手段所有権を確保することではない。全業種にわたる公私合営化の段階では、所有制の側面で社会主義革命は決定的勝利をかちとり、資本主義經濟はもはやその積極性をもちえなくなったのである。そして、残っている問題は、一步進んで徹底的に改造することであり、事実上、資本家所有権の残余的存在の必要性は認められない。⁽²⁰⁾

憲法制定当時においては、二年余で、資本家的所有制の社会主義的改造が基本的に達成されとの見通しが立っていないかったのではなからうか。急速な社会主義的改造の進展が、議論を混乱させた一つの要因になっていると考えられる。⁽²¹⁾

さいごに第三点である。すでに明らかなように定息を資本家の生産手段所有権によって説明しようとする「存在説」は誤りであるが、それでは「喪失説」に問題はなからうか。

芮沐・祐周によれば、企業の具体的財産が一定の貨幣額として査定された後に、「股票」ないし領息憑証の形態をとり、「股票」ないし領息憑証に対して資本家は所有権を有する。しかし、曹杰が批判するように、このような考え方では所有権が証券化し、「定息」請求権は所有権から派生することになり、所有権は持株額および固定利息の上に

表現されるとする丁毅之・卓萍の結論と大した相違がなくなる。それだけでなく、資産の清算・評価後に、企業にあって確定される資本家側の持株額を過去の時期の股票と同様であるとみなすことになる。「股票」と領息憑証の所有権が、持株額と「定息」を記名する一枚の用紙の上に表現されるとすることは、その用紙とそれによって表現される財産権を分割することになるので正しくない。⁽²²⁾ 芮沐・祐周の見解では、定息を資本家の生産手段所有権によって説明することからぬけきれない。全業種にわたる公私合営と定息制度実施の時期は、憲法制定の時期と異なり、資本家的所有制は基本的ウクライドの一つとしての積極的役割を終え、資本家の生産手段所有権は基本的に消滅する。このような段階で定息を資本家の生産手段所有権によって説明する結果におちいるならば、中国特有の買戻し政策の一形態としての定息は充分に理解されないであろう。そこで、曹杰と同様の理解を示している、『中華人民共和国民法基本問題』の見解が正しいと考えられる。ここでは、「資本家が定息を受け取る権利は、所有権でも債権でもなく、搾取的性質を具有する一種の特殊な権利である」⁽²³⁾とするのである。

ソ連文献では、中国の公私合営企業について「最初のうちその持分について企業者は配当をうけた。現在は、原則として、彼らは固定利息をうけており、本質上債権者に転化した」⁽²⁴⁾とのべている。これは、全業種にわたる公私合営企業では生産手段の所有権がすでに国家に帰属したことを前提とし、公私合営企業の資本家は、単に固定利息を受け取る債権者となって所有者の地位を失ない、その企業は本質上国家的企業であり、その法的地位は国営企業の地位に準ずるものとなったのである。

第三点については、もう一つの問題がある。すなわち、資本家が「搾取的性質を具有する一種の特殊な権利」にも

とづいて取得する定息収入は何によって保護されるかということである。

「存在説」の中の丁毅之・卓萍によれば、定息は搾取的収入ではあるが合法的収入であるとし、張敬によれば、定息の搾取的要素を理由に定息は個人の生活手段所有権によってではなく、資本家の生産手段所有権によって説明されるべきとする。また、「喪失説」においても、芮沐・祐周が定息収入を資本家の合法的収入であるとするのに対して、曹杰は、個人的所有権の側面から着眼する必要を認めないのである。

当初、中国では、「国家は、公民の合法的収入・貯蓄・家屋および各種の生活手段の所有権を保護する⁽²⁵⁾」という憲法第一条の解釈において、「合法的収入」の中には勤労収入だけでなく資本家の法定限度内における搾取的収入（非勤労収入）を含むものとし、一律に保護したのである。すなわち、私有制が完全に消滅し、資本家が自分自身の力で生活できる勤労人民に改造されるまでは、定息収入は「合法的収入」として憲法第一条の公民の生活手段所有権によって保護されると考えられていた。⁽²⁶⁾

その後、個人的所有権の研究の側面から定息収入は合法的収入であるが、個人的所有権の対象にはならないとする見解が出され、たとえば、関懷はつぎのようにのべている。「定息は資本家の搾取収入であり、当然ながら社会主義的個人的所有権の範疇に属することはできない。しかし、当面では依然資本家の合法的収入の一つである。これは、一種の過渡的現象であり、将来、わが国公民の個人的財産関係においては、この現象は存在しなくなる⁽²⁷⁾」。また、皮純協は「資本家の定息および単独経営勤労者の勤労収入のなかの生活手段に用いられる部分を、わが国公民の個人的所有権の内に入れることは正しくない⁽²⁸⁾」とする。

ソ連憲法（一九三六年二月五日）第一〇条が、「市民の労働による所得と貯蓄、住宅と家庭副業、家財と世帯道具および個人の消費と便益にあてる物に対する市民の個人的所有権、ならびに市民の個人的所有の相続権は、法律によって保護される⁽²⁹⁾」と規定するように、個人の所有の源泉は市民の労働にあり、個人の所有権は社会主義的生産から派生するのであって、搾取から派生するものではない。このような伝統的見解によれば、定息を個人的所有権にもとづいて説明することには無理があるように思われる⁽³⁰⁾。個人的所有権に関する比較法的研究の必要とされるところである。

右にみた全業種にわたる公私合営後の資本家の生産手段所有権をめぐる議論では、旧法継承の可能性をめぐる論争⁽³¹⁾において、法典の完備、法典化を要求した楊兆竜が政法学界右派分子の中心人物とみなされて打倒されたような激しい論調はみられなかった。民法典の草案準備の過程⁽³²⁾で議論が展開されたにもかかわらず、右派分子の法典化要求を批判する形をとらなかった理由として、政法学界において定息を資本家の生産手段所有権として民法典に規定すべきとする要求の存在しなかったことが考えられる。「存在説」をとる丁毅之・卓萍にしても、民法典の中に資本家の生産手段所有権を保護する必要があるか否かについて、定額利息は個人の持株が国有に転化することによって取消されるから、ただ定額利息収入として規定すれば足り、定息収入を資本家の生産手段所有権として民法典に固定すべきでないとするのである⁽³³⁾。

第三節 定息と民族資本家の階級性

定息支払期間は、一九五六年一月から起算して七年間、その後検討するとされていた。そして、一九六二年三月の周恩来報告によれば、一九六三年以降三年間延長、その後再議することになっていたが、定息停止の公式発表はまだなされていない。政治・思想教育を通じて、定息を自発的に放棄した資本家もあるといわれるが、定息支払期間の再三にわたる延長は、資本主義的工商業の社会主義的改造の複雑性および資本家の根強い買戻し反対、社会主義的改造反対を示すものであろう。⁽³⁴⁾

一資本家、畢鳴岐は、一九五七年の時期に生活の不安を卒直につぎのようにのべている。すなわち、「かなり多くの資本家はわりに高い生活水準に慣れています。わたしなど今も庭園付の洋館に住み、自家用車をもち、料理人などを使っています。こういう生活水準を維持してゆくには定額利息にたよらなければ困ります。また一部には大家族制度をそのまま引き継いでいるために、沢山の親戚が一人によりかかっているという場合もあります。こうした人たちは定額利息がもうすぐ取り止めになるというのが心配で仕事も学習も手につかないのです」。⁽³⁵⁾

このような資本家の意識改造はそう容易になされるものではない。

毛沢東は、「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」(一九五七年二月講話、六月発表)において、民族ブルジョアジーの二面性を認めている。すなわち、「一方では、ブルジョア階級分子はすでに公私共営企業管理者となり、まさに搾取者から自分で食う勤労者にかわる転換過程におかれている。だが他方、かれらはいまなお公私共営

企業のなかで定息をとっている、ということは、かれらの搾取の根はまだ抜けていないことである。かれらは労働者階級の思想感情・生活習慣とは、まだすくなくからぬ距離がある。どうしてもはや二面性がなくなったといえようか。たとえ定息をとらなくとも、ブルジョア階級の帽子をぬぎずするには、やはり相当の時間をかけて思想改造をつづけてゆく必要がある。もしブルジョア階級にもはや二面性がなくなったと考えるなら、資本家の改造と学習の任務もなくなったことになる⁽³⁶⁾。

毛沢東は、また同論文において、「わが国の社会主義革命が基本的勝利を獲得したのちにも、社会には資本主義制度の復活を夢みる一部のものがいて、それぞれの面から労働者階級にむかって、思想面での闘争をふくむ階級闘争をしかけている⁽³⁷⁾」と指摘している。

国家が毎年定額利息として支払う金額は約一億二〇〇〇万元、定額利息をうけとる株主は一一四万人をかぞえるのであり、それは、資本主義復活の物質的基盤の一つの要因であるといわれている⁽³⁸⁾。

過渡期階級闘争の理論を定式化した、一九六二年九月の中共第八期一〇中全会の公報は「社会主義改造を受けていない若干の人びとがまだ人民のなかにいる。かれらは、数は少なく、人口の数パーセントを占めるにすぎないが、機会さえあれば社会主義の道を離れて資本主義への道を歩もうとする⁽³⁹⁾」とのべ、定息の存在が資本主義復活に何らかの関連があることを示唆している。

その後一九六四年一二月の第三期全国人民代表大会第一次會議において、周恩来は、ブルジョアジーの改造についてつぎのようにのべている。「わが国の具体的条件のもとで、民族ブルジョアジーにたいして党と国家は平和的な方法

によって一步一步社会主義的改造をおこなっている。これはつまり、労働者階級と民族ブルジョアジーというこの二つの階級間の敵対的な矛盾を、人民内部の矛盾として処理することである。社会主義革命の歴史的段階では、わが国の民族ブルジョアジーは依然として二面性をもっている。いいかえれば、やむなく社会主義的改造を受け入れる可能性があると同時に、資本主義を發展させることを強く要求するという反動性もあるということである⁽⁴⁰⁾。

さらに、プロレタリア文化大革命のさなか、「資本主義の道をあゆむ党内最大の実権派が資本主義的搾取制度を鼓吹した罪跡⁽⁴¹⁾」、「資本主義工商業の改造をめぐる二つの路線の闘争⁽⁴²⁾」などが出されているのをみると、プロレタリア文化大革命における経済政策をめぐる対立の問題と資本主義的工商業の社会主義的改造が何らかの関連をもつものと推測できるのである⁽⁴³⁾。

プロレタリア文化大革命が一九六六年春に開始して以来、いくつかの段階を経ながらも中共党内における「走資当権派」（資本主義の道を歩む実権派）との闘争が一貫して主張された。その闘争は広範な統一戦線を組み資本主義的工商業の保護育成、利用・制限・改造の政策をとってきた、中国社会主义の建設過程に深く関連するものであり、中国における政治・思想戦線における長期にわたる階級闘争の諸条件の一つとなっているのである。定息の支払停止の段階になると、民族資本家は一定程度の搾取に依拠して生活するという、そのブルジョア的性格（階級性）を規定していた物質的条件を失うことになり、そしてひきつづく思想改造の努力によって真に社会主義的勤労者に転化するのである。

(1) 『毛沢東選集』4冊下178頁。

(2) 吳江『中国資本主義經濟改造問題』一九五八年三五五頁以下、張執一『試論中国人民民主統一戰線』一九五八年一二二頁以下参照。なお、公私合営化において、「私营企業の職員・労働者だけでなく、資本家さえもドラをたたき太鼓を打ちながら、公私合営化を祝った。このことは、ブルジョアジーが一九五六年の社会主義的改造に対して基本的に抵抗がなかったということである」(劉延勃『我國過渡時期的階級斗争』一九五八年四七頁)とする見方は、樂觀的すぎるように思われる。

(3) 周而復『上海の朝』(岡本・伊藤訳)、吳伝啓『過渡時期的階級与階級斗争』一九五五年二五頁以下、同『無産階級專政与和平改造資本主義工商業』一九五七年三九頁以下、江副・加賀美共訳『中国資本主義の變革過程』上・下巻、第三、七章、張執一『關於人民民主統一戰線の幾個問題』一九五七年四〇頁以下、薛暮橋他共著『中国国民經濟の社会主義的改造』第四章第四節二四〇頁以下。浅川謙次『中国全私营企業の公私共営化』(『中国資料月報』第九六号)、米沢秀夫『中国の資本家改造』(『東亜經濟研究』第五集第二号)、同『中国經濟論』一〇一頁以下、渡辺卓郎『資本家の自己改造』(『中国の法と社会』所収)、石川元也『資本家の改造』(『法律家のみた中国』所収)、中村吉三郎『民族資本家の改造』(『革命のなかの中国』所収)、上妻隆榮『中国資本家の足跡』、福島正夫『人民民主統一戰線と人民民主独裁』(『東洋文化研究所紀要』第二五冊)その他参照。

(4) 章乃器『關於中国民族資產階級的兩面性問題』(『工商界』一九五七年第六期一頁以下)、「章乃器認為定息不是剝削而是不劳而获的收入」(『人民日報』一九五七年六月二日)、張執一『關於人民民主統一戰線の幾個問題』三一頁以下参照。

(5) 「李康年重申贖買二十年的主張」(『人民日報』一九五七年六月六日)参照。

(6) 吳大琨「中共統戰部主催工商界座談会における章乃器批判」(『人民日報』一九五七年六月六日)、同「章乃器は怎麼样的一个“經濟理論家”？」(『新建設』一九五七年第八期)、蘇星「談定息的性質問題——駁章乃器、李康年二位先生的荒謬論点」(『學習』一九五七年第一三三号)、鄭浣妹「駁章乃器」(『學習』一九五七年第一四号)、管大同「駁斥“定息不是剝削”和“定

息二十年”的謬論」(『工商業者の社会主義道路』一九五七年三九頁以下)、中国民主建国会・華全國工商業聯合会宣傳教育處編『右派分子章乃器的醜惡面貌』一九五七年、丁忱・祝公健編『批駁工商界右派分子的謬論』一九五八年、陸定一「われわれとブルジョア右翼との根本的な相違点」(『人民中国』一九五七年第九期)、劉延勃前掲書六四頁、張執一『關於人民民主統一戰線的幾個問題』三三頁以下、同『試論中國人民民主統一戰線』一二七頁以下参照。

- (7) 右派分子に対する具体的対処の状況は、つぎのようであった。すなわち、「右派分子は、ブルジョア階級内でも少数であつて、約一〇%をしめていたにすぎない。上海市で整風運動に参加したブルジョア分子四万四千八百八人中、右派分子は二一九五人で整風参加者のおよそ五%であつた。党および国家は、この右派分子にたいして、一部のいくら教育しても改めず、引き続き破壊活動をおこなつて法律を犯すものは、法によつてこれを逮捕すべきであるとしたが、それ以外、一般の右派分子は処罰することはしなかつた。一般に、右派分子といい、反動派、反革命派などとは呼ばない。またこれらの公民としての權利を剥奪せず、仕事や労働の機会も与えるし、そのうちの指導者には政治上適切な配慮もしてやつた。一九五九年九月の中共中央委員会および國務院の決定によると、すでに前非を悔い改めて正道につき、言葉のうえでも行動のうえでも確かに改心のあとが見える右派分子にたいしては、右派というレッテルをとつてもよく、その後は右派分子としては取扱わないとした。これ以後、多くの右派分子が、ぞくぞく大衆討論と指導、審査をへて右派のレッテルをはがされた」(『中国資本主義の變革過程』下巻九七—八頁)。

- (8) 福島正夫『中国の人民民主政權』五四五頁以下。
(9) 「政法研究」一九五六年第二期三七頁以下。
(10) 「政法研究」一九五六年第四期三九頁以下。
(11) 「政法研究」一九五六年第六期四八頁以下。

中国民族資本の保護育成と社会主義的改造

- (12) 周恩来『政治報告』外文出版社版三九頁。
- (13) 以上の三論文のほか、「存在説」に属するものに、張蘭田「略論公私合営企業中資本家対生産資料的所有権」〔華東政法学報〕一九五六年第一期二〇頁以下〕がある。
- (14) 「政法研究」一九五七年第二期四五頁以下。
- (15) 「政法研究」一九五七年第四期三七頁以下。
- (16) 以上の二論文のほか、「喪失説」に属するものに、同志敏「試論資本主義工商業全行業公私合営后資本家生産資料所有権問題」〔法学〕一九五七年第二期四五頁以下〕がある。
- (17) 芮沐・祐周前掲四六頁参照。
- (18) 同右四七頁参照。
- (19) 中央政法幹部学校民法教研室編著『中華人民共和国民法基本問題』一九五八年一七二頁参照。
- (20) 同右一七一―一二頁参照。
- (21) 中央政法幹部学校国家法教研室編著『中華人民共和国憲法講義』（一九五七年七月、高橋・浅井共訳）は、憲法第一〇条の説明において、一九五七年の時点でも資本家の生産手段所有権が存在するとの認識に立っている。すなわち、同書は、「過渡期の主要な生産手段所有制」の一つとして「資本家的所有制」をまとめ、「全業種別公私合営化の主要な内容と作用」において、「資本家の生産手段所有権は、固定利子制度に表現されるだけである。一定期間が経過して、固定利子が停止されるときこそ、所有権が最終的に移転するときであり、そのときに企業の国有化は実現する」（一六八―一九頁）とするが、これは明らかに歴史的段階を正しく把握していないものである。
- (22) 曹杰前掲三八頁。

(23) 一七〇頁。

(24) 福島正夫編訳『最近の社会主義国民法』四二頁。

(25) 『中華人民共和国法規範編』第一卷九頁。

(26) 『中華人民共和国民法基本問題』一六四—五頁、『中華人民共和国憲法講義』一七五—六頁、唐慧敏「關於我國過渡時期的公民合法收入」(『政法研究』一九五六年第六期四四頁以下) 参照。

(27) 「政法研究」一九六二年第三期二〇頁。

(28) 「政法研究」一九六三年第一期三〇頁。

(29) 宮沢俊義編『世界憲法集』二三四頁。また、「ソ連と連邦構成共和国の民事法令の基礎」第二五条第一項もつぎの規定をおく。すなわち、「市民が個人的に所有できるのは、その物質的および文化的欲求をみたすことを用途とする財産である。各市民は、勤労による所得と貯蓄、住宅(またはその部分)および家庭副業経営、家財および世帯道具、個人的な日用品および便益品を個人的に所有できる。市民の個人的所有に属する財産を、不労所得を与えるために利用することはできない」(福島編訳前掲書一六二頁)。

(30) 稻子恒夫「ソヴェト社会主義法における私的所有権と個人的所有権」(『ソヴェト法学』第一卷第五号五五頁以下) 参照。

(31) 西村幸次郎「中国における旧法不継承の原則」(『早大大学院法研論集』第四号六五頁以下)、同訳「楊兆竜『法律の階級性と継承性』」(『比較法学』第七卷第一号一三七頁以下) 参照。

(32) 一九五六—七年、中央人民大学民法教研室編『中華人民共和国民法參考資料』(三分冊)が出されている。

(33) 丁毅之・卓萍前掲四〇頁参照。「存在説」の丁毅之・卓萍、張敬にはその後論文がなく、万山も「法学」に一九五七年第三期、一九五八年第四、六期に執筆しているもののその後論文はみられない。もしもこれらの論者が政法学界の右派分子と

して批判されたとするなら、やはり激しい理論闘争の意味をもつのかも知れない。

- (34) 張執一『試論中国人民民主統一戦線』一三五頁以下、山下竜三「中国における国家資本主義の問題」(『中国研究月報』二三五号八頁) 参照。

- (35) 「人民中国」一九五七年第三期七頁。

- (36)(37) 安藤彦太郎訳『実践論・矛盾論』一一八―九頁、一三一―二頁。

- (38) 薛暮橋他共著前掲書二三四頁。

- (39) 中国研究所『現代中国事典』四六六頁。なお、福島正夫「過渡期階級闘争の理論」(『東洋文化研究所紀要』第四五冊二二五頁以下) 参照。

- (40) 『中華人民共和国第三届全国人民代表大会第一回会議主要文獻』外文出版社版三七頁。

- (41) 『プロレタリア文化大革命資料集成』第三卷二九頁以下。劉少奇が、「こんにちでは、資本主義的搾取には罪がないばかりでなく、功績があります。封建的搾取がとりのぞかれてからは、資本主義的搾取は進歩的なものです。こんにちでは、工場の開設が多すぎたり、労働者にたいする搾取が多すぎるのではなくて、少なすぎるのです。労働者の苦痛は搾取する人がいないことであって、あなたたちにうでがあるなら、うんと搾取しなさい。それは国にとっても、人民にとっても有利で、みんな賛成しています」といったことが批判されているが、当時の歴史的條件に規定された、国家の基本政策全体からみるべきであらう。

- (42) 同右第四卷三四〇頁以下。

- (43) 本橋渥「文化大革命の経済的側面」(『朝日新聞』一九六七年五月二一日) 参照。

むすび

不十分ながら以上の考察によって、中国民族資本の保護育成と社会主義的改造の問題が、中国の革命と社会主義建設を理解する上で重要不可欠のものであることが知られよう。

全国解放前、長期にわたる中共および人民政府の民族資本の保護育成政策法令は、各時期の試行錯誤の實踐を経て、とりわけ統一戦線、土地改革、官僚資本の没収などの政治的経済的諸条件に規定され、それぞれの特徴を有している。そして、民族資本の保護育成理論は、中国の工業化、社会主義の物質的基礎の創造という、新民主主義革命の一つの重要な課題が明確にされる段階で、「当面の情勢とわれわれの任務」（一九四七年二月）において確立をみる。そしてこの理論的確立を前提に、さらに具体的實踐が積み重ねられる。この民族資本の保護育成理論およびその政策法令の實施は、新民主主義革命の勝利を早期に達成する一つの条件になった。

もしも第一・二次国内革命戦争期の「左」の路線が克服されずにひきつづきとられたならば、民族資本家を敵にまわし統一戦線をきわめて狭く貧弱なものにしたであらうし、また、中国の工業化、社会主義の物質的基礎の創造を具体的に展望できなかったであらう。

その意味で、抗日戦争期にそれまでの民族資本家を統一戦線から排除する「左」の路線を克服し、彼らの二面性を正しく分析するとともに、きわめて立ちおくれた中国経済の条件から彼らの積極性を評価し保護育成したことは大き

な意義をもつ。

そして、この抗日戦争期の経験の上に、第三次国内革命戦争期における民族資本の保護育成政策法令の全面展開があり、この時期の経験は独自の意義をもっている。すなわち、抗日戦争勝利の条件の下で、官僚資本が膨大になり、減租減息から土地改革への転換がなされ、国民党大地主大官僚が日本軍国主義にかわって主要敵になるという諸条件を背景に、民族資本が侵害・破壊されないように配慮が加えられ、保護育成されたのである。そして、陝甘寧辺区、東北解放区、晋察冀辺区・晋冀魯豫辺区その他の新解放区における経験は、資本の管理経営能力を養成する上で重要な役割を果たした。

民族資本の保護育成政策法令は、解放法令の構造的な研究にとっても欠かさないものである。

解放区における民族資本の保護育成の経験は、全国解放後民族資本に対する社会主義的改造を可能にする諸条件のうちでもっとも重要な条件になっている。そして、共同綱領、憲法が民族資本を国民経済全体の中に位置づけ、それに対して国家資本主義の道を通じて展開された社会主義的改造は、レーニンの国家資本主義論の中国における発展である。

ソ連の国家資本主義は、社会主義経済と関係のない利権事業を主要形態として一時期存在するが、それほどの役割を果たさなかった。中国では、国营経済と協力関係にある初級・高級両形態の各種の国家資本主義を創出し、社会主義的改造の有効な方法として大いに長期にわたって活用されたのである。

社会主義的改造政策法令の具体的展開を三期にわけて考察することによって、国家資本主義企業の内部でしだいに

社会主義的要素が拡大し、国営経済との協力関係をいっそう密接にし、所有、労働、分配の諸関係における社会主義化の過程が理解される。とりわけ、全業種にわたる公私合営の高級形態は、他に類のない世界史的意義を有する経験であり、社会主義的改造を基本的に達成する保証となった。

このように、中ソ両国の国家資本主義は、その本質において同一であるにしても、その目的、規模、形態、役割において相違がある。それは両国の歴史的経済的条件の相違によるものである。

社会主義的改造は中国で成功するが、矛盾を長期的に存在させることにもなる。社会主義的改造が、企業改造と人間改造の結合によって進められたため、資本家の激しい抵抗にあらうという形で、矛盾が露呈したのである。その矛盾の一つの現われを社会主義的改造の全面展開期における工商界右派分子の主張にみることができる。そして、反右派闘争によって、民族資本家がすっかりは改造されず、なお二面性を有することが実証された。その後の一九六四年の周恩来報告においても、資本家の根強い社会主義的改造反対の動向をみることができる。

また、政法学界の論争は、工商界の反右派闘争とは性格を異にするが、やはり深刻な内容をもっている。それは、全業種にわたる公私合営後において、民族資本家の有する定息取得権の性質をめぐるなされた議論であり、中国過渡期社会に存在する矛盾（＝定息）をいかに法的に説明し解決するかの問題である。

全業種にわたる公私合営の段階では、資本家的所有制が基本的に消滅するのであるから、憲法第一〇条の資本家の生産手段所有権によって定息を説明する見解は歴史的発展段階に対する正しい認識を欠き、また、搾取的要素をもつ定息を個人的所有権によって説明する見解にも無理がある。この論争では、ソ連法（民法）の影響を受けながらも、

とくに個人的所有権の側面で独得な議論がなされるが、まだ決着をみず問題を残しているように思われる。

予想される新憲法では、現行の五四年憲法第一〇条、第一条などの関連規定はどのように取り扱われるであろうか。おそらく第一〇条は削除されると思われるが、定息は公式に廃止されるだろうか。たとえ第一〇条が削除され定息が廃止されても、資本主義的思想・意識はただちになくなるわけではないから、ひきつづき思想・意識改造が必要とされるであろう。この問題は、プロレタリア文化大革命の経済的側面と一定の関連があり、過渡期論の中国的構成の上に少なからぬ影響をもっているように思われる。